

訴 状

2020年 月 日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 平 裕 介

同 弁護士 出 口 か お り

同 弁護士 井 桁 大 介

同 弁護士 亀 石 倫 子

同 弁護士 三 宅 千 晶

同 弁護士 福 田 健 治

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

持続化給付金等支払請求事件

訴訟物の価額 446万8000円

ちょう用印紙額 2万8000円

目次

はじめに.....	- 7 -
請求の趣旨	- 9 -
1 主位的請求 1	- 9 -
2 主位的請求 2	- 9 -
3 主位的請求 1 (1) に対する一次的予備的請求	- 9 -
4 主位的請求 1 (1) に対する二次的予備的請求	- 9 -
5 主位的請求 1 (1) に対する三次的予備的請求	- 10 -
6 訴訟費用は被告らの負担とする。	- 10 -
請求の原因	- 11 -
第1 事案の概要	- 11 -
1 風営法が定める業務区分と原告が営む事業	- 11 -
(1) 風営法が定める業務区分	- 11 -
(2) 原告が営む事業	- 11 -
2 COVID-19 対策をめぐる社会の動き	- 12 -
3 持続化給付金制度の概要	- 13 -
(1) 持続化給付金制度の創設と規程の制定	- 13 -
(2) 制度目的 (2 条)	- 14 -
(3) 事務局 (3 条)	- 15 -
(4) 給付対象者 (4 条)	- 15 -

(5) 給付額 (5 条)	- 15 -
(6) 不給付要件 (8 条)	- 16 -
(7) 給付申請の方法 (6 条、7 条)	- 16 -
(8) 給付手続 (9 条)	- 16 -
(9) 給付金給付の法的性質	- 17 -
4 家賃支援給付金制度について	- 17 -
(1) 家賃支援給付金制度の創設と規程の制定	- 17 -
(2) 制度目的 (2 条)	- 18 -
(3) 事務局 (3 条)	- 18 -
(4) 給付対象者 (4 条)	- 18 -
(5) 給付額 (5 条、6 条)	- 19 -
(6) 不給付要件 (9 条)	- 19 -
(7) 給付申請の方法 (7 条、8 条)	- 20 -
(8) 給付手続 (10 条)	- 20 -
(9) 給付金給付の法的性質	- 21 -
5 性風俗事業者の除外をめぐる他の制度の経緯	- 21 -
6 原告が持続化給付金および家賃支援給付金の給付対象者に該当し申請手続をしたこと	- 23 -
第2 本件両除外規定は、憲法 14 条 1 項に違反し、また裁量権の逸脱濫用があるから無効である	- 24 -
1 各給付金は行政契約であり、憲法等に適合する必要がある	- 24 -
2 本件両除外規定は憲法 14 条 1 項に違反する	- 25 -
(1) 本件両除外規定は憲法 14 条 1 項の観点から独立した違憲審査を受ける	- 25 -
(2) 本件両除外規定に対しては厳格な審査が求められる	- 26 -
(3) 本件両除外規定に事柄の性質に即応した合理的な根拠はない	- 28 -
(4) 小括	- 31 -

3	不給付要件の設定についての裁量権の逸脱濫用の違法	- 31 -
(1)	判断過程審査の基準	- 31 -
(2)	他事考慮	- 32 -
(3)	考慮不尽	- 33 -
(4)	不平等取扱い	- 35 -
(5)	小括	- 35 -
4	不給付要件を原告に適用することについての違憲性（適用違憲の主張）	- 36 -
(1)	休業要請	- 36 -
(2)	適正な確定申告	- 36 -
(3)	反社会的勢力との関係の不存在	- 37 -
(4)	違法な業務の不存在	- 37 -
(5)	人身取引・性的サービスの強要の根絶	- 37 -
(6)	真面目な業者がいなくなるとキャストの職業選択・遂行の自由が脅かされる	- 38 -
(7)	小括	- 39 -
5	小括	- 39 -
第3	各請求の趣旨について	- 40 -
1	主位的請求1について	- 40 -
(1)	持続化給付金の支払請求権	- 40 -
(2)	家賃支援給付金の支払請求権	- 42 -
(3)	国家賠償請求	- 45 -
(4)	小括	- 46 -
2	主位的請求2について	- 46 -
3	主位的請求1（1）に対する一次的予備的請求について	- 47 -
4	主位的請求1（1）に対する二次的予備的請求について	- 48 -

5 主位的請求1（1）に対する三次的予備的請求について	- 49 -
第4 結語	- 51 -

はじめに

2020年3月、世界各地で新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が蔓延した。同月11日、世界保健機構（WHO）はパンデミックを宣言し、各国に対し一層の対策強化を求めた。感染症の拡大防止のために人々の移動・交流を制限する必要が生じ、各国は様々な行動制限措置をとるようになった。

日本では3月13日に新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正された。同法15条1項に基づき設置された対策本部の本部長である安倍内閣総理大臣は、4月7日から東京・大阪等の7都府県を対象として、同法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言を公示した。16日には区域が全国に拡大された。

緊急事態宣言に基づき、感染防止のための様々な対策が要請された。学校は休校を求められ、多くの業界が営業の自粛を余儀なくされた。リモートワークが社会的要請となり、人々は外出を自粛した。人々の移動・活動が激減し、経済は大幅な打撃を受けた。多くの事業者が廃業し、破産を申し立て、事業継続の危機にさらされた。

政府は、感染症対策による経済的影響を緩和するため、個人や事業者を対象として様々な給付制度を打ち出した。その中に持続化給付金制度と家賃支援給付金制度がある。いずれも、感染症の拡大防止を目的とする営業自粛等により影響を受けた中小事業者等を対象として、事業の継続を支えることを目的としたものである。所管は経済産業省外局の中小企業庁である。

2つの給付制度には、それぞれ対応する規程が設けられた。これらの規程には不給付要件という条項が設けられ、風営法に規定する「性風俗関連特殊営業」（風営法2条5項）と当該営業にかかる「接客業務受託営業」（同条13項）を営む事業者は、給付の対象から除外された。

本訴の原告は、XXXXXXXXXXデリバリーヘルスを営む事業者である。デリバリーヘルス業は、「無店舗型性風俗特殊営業」（風営法2条5項、同条7項1号）として風営法上の「性風俗関連特殊営業」にあたる。そのため原告は、2つの給付規程に定められた他の要件はすべて満たしているにもかかわらず、いずれの給付金も対象外とされている。原告を含む「性風俗関連特殊営業」と「接客業務受託営業」に従事する事業者は、他の事業者と同じく感染症対策に

力を注いでいても、支援の必要などないとされている。感染症対策で力尽くても良いと扱われている。

近代国家は、法の下での平等を一つの重大な理念とする。日本国憲法も 14 条において、「人格の価値がすべての人間について平等であり、従って、人種、宗教、男女の性、職業、社会的身分等の差異にもとづいて、あるいは特権を有し、あるいは特別に不利益な待遇を与えられてはならぬという大原則を示した」(最大判昭和 25 年 10 月 11 日刑集 4 卷 10 号 2037 頁)。政府による性風俗産業に対する差別的な取り扱いは、今回に限られるものではない。不合理な差別は多数派の偏見によってもたらされる。是正は憲法が求める司法の責務である。

請求の趣旨

1 主位的請求 1

(1) 被告国は、原告に対し、金 296 万 8000 円及びこれに対する令和 2 年 10 月 31 日から支払済みまで年 3 分の割合による金員を支払え。

(2) 被告国は、原告に対し、金 150 万円及びこれに対する本訴状送達の日
の翌日から支払済みまで年 3 分の割合による金員を支払え。

2 主位的請求 2

(1) 被告デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社は、原告に対し、金 200 万円およびこれに対する令和 2 年 10 月 31 日から支払済みまで年 3 分の割合による金員を支払え。

(2) 被告株式会社リクルートは、原告に対し、金 96 万 8000 円およびこれに対する令和 2 年 10 月 31 日から支払済みまで年 3 分の割合による金員を支払え。

3 主位的請求 1 (1) に対する一次的予備的請求

(1) 被告国は、原告が令和 2 年 9 月 8 日付けでした持続化給付金の給付にかかる申請に対し、給付金額を金 200 万円と決定せよ。

(2) 被告国は、原告が令和 2 年 9 月 8 日付けでした家賃支援給付金の給付にかかる申請に対し、給付金額を金 96 万 8000 円と決定せよ。

4 主位的請求 1 (1) に対する二次的予備的請求

(1) 原告が令和 2 年 9 月 8 日付けでした持続化給付金の給付にかかる申請に基づき、原告が、被告国との間において、別紙 1 の持続化給付金給付規程（中小法人等向け）9 条 1 項に定める贈与契約上の地位を有することを確認する。

(2) 原告が令和 2 年 9 月 8 日付けでした家賃支援給付金の給付にかかる申請に基づき、原告が、被告国との間において、別紙 2 の家賃支援給付金給付規程（中小法人等向け）10 条 1 項に定める贈与契約上の地位を有することを確認する。

5 主位的請求 1 (1) に対する三次的予備的請求

(1) 原告が令和2年9月8日付でした持続化給付金の給付にかかる申請について、原告が別紙1の持続化給付金給付規程（中小法人等向け）8条1項3号により不給付とされない地位にあることを確認する。

(2) 原告が令和2年9月8日付でした家賃支援金給付金の給付にかかる申請について、原告が別紙2の家賃支援給付金給付規程（中小法人等向け）9条1項3号により不給付とされない地位にあることを確認する。

6 訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決並びに第1項及び第2項につき仮執行宣言を求める。

請求の原因

第1 事案の概要

1 風営法が定める業務区分と原告が営む事業

(1) 風営法が定める業務区分

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)は、性的なサービスを提供する風俗営業を「性風俗関連特殊営業」(同法2条5項)に分類する。その中には、「店舗型性風俗特殊営業」(同条6項)、「無店舗型性風俗特殊営業」(同条7項)、「映像送信型性風俗特殊営業」(同条8項)、「店舗型電話異性紹介営業」(同法9項)及び「無店舗型電話異性紹介営業」(同条10項)という五つのジャンルが設けられている。

また、「接客業務受託営業」(同法2条11項)とは、専ら「接待飲食等営業」、「店舗型性風俗特殊営業」及び「飲食店営業」を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うものである。

(2) 原告が営む事業

原告は、いわゆるデリバリーヘルス業を営む事業者である。同業は、風営法上「無店舗型性風俗特殊営業」(同法2条7項)のうち、「人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの」(同項1号)に該当する。

デリバリーヘルス業において「役務を行う者」は一般にキャストと呼ばれる。キャストは、客が指定するホテルや自宅、その周辺地域等で客と待ち合わせ、ホテル等において性的サービスを提供する。なお、風営法上、キャストの性別は問わないが、原告の店で稼働するキャストはすべて女性である。

「無店舗型性風俗特殊営業」が提供する性的サービスの中に、売春防止法2条で禁止される売春行為(性交)は含まれない。原告の店においても、当然な

がら売春行為はサービスとして提供していない。口淫、手淫その他性交以外の性交類似行為までを主な提供サービスとする。

多くの「無店舗型性風俗特殊営業」の事業者と同様、原告はキャストとの間で業務委託契約を締結し、広告、客との交渉、対価の受領、客とキャストの待ち合わせ場所の指定、キャストの送迎等の業務を行う（甲 3：原告代表者陳述書、甲 4：キャスト聞き取り報告書）。

同事業は、届出（同法 31 条の 2 第 1 項）を行い、風営法や条例が定める様々な規制（営業禁止区域等の制度、広告制限区域等の制度、客引きや 18 歳未満の者を客としたりサービスを提供させたりしないといった禁止行為）を遵守しなければ適法に営業できない。また、多くの都道府県において、届出の際には暴力団等の反社会的勢力と関係がない旨の誓約を求められる。原告の店においても、所轄の警察署に同種の誓約を行った上で適法な届出を行い、法や条例の定める規制を遵守している（甲 5：派遣型ファッションヘルス営業を営む方へ（遵守事項））。

「性風俗関連特殊営業」を営む事業者は、他業種と同様に確定申告の義務を負う。原告も法人設立以来税理士に依頼して税務申告・納税をしている。

2 COVID-19 対策をめぐる社会の動き

2020 年 3 月 13 日、COVID-19 対策の一環として新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が改正された。同法により設置された新型コロナウイルス感染症対策本部の本部長である安倍内閣総理大臣（当時・肩書につき以下同じ。）は、同年 4 月 7 日、同法 32 条 1 項に基づき、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の 7 都府県を対象区域として緊急事態宣言を公示した。同月 16 日には対象区域は全国に拡大された。同宣言の効力は、当初は 5 月 6 日までであったが、同月 4 日、同月 31 日まで延長された。その後、同宣言は同月 14 日、東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、京都、兵庫、北海道の合わせて 8 都道府県を除く 39 の県で解除され、同月 21 日には大阪・京都・兵庫でも解除された。同月 25 日には、当初予定されていた 31 日の終期を待たずして、残る東京・埼玉・千葉・神奈川・北海道の宣言も解除され、およそ 1 か月半ぶりに全国すべての区域で緊急事態宣言が解除されることとなった。

[REDACTED]

3 持続化給付金制度の概要

(1) 持続化給付金制度の創設と規程の制定

政府は、2020年4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を閣議決定した（甲6：新型コロナウイルス緊急経済対策）。同対策は、新型コロナウイルス感染症が、「経済に甚大な影響をもたらして」いるという現状認識に基づいて（同1頁）、「雇用の維持と事業の継続のための支援の更なる強化」（同4頁）を打ち出した。その目玉となる中小・小規模事業者等への支援の中核として創設されたのが持続化給付金である。持続化給付金は、「特に厳しい状況にある幅広い業種・事業形態の中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、万全のセーフティネットを構築」することを目的として、「事業の継続を支え、事業全般に広く使える、再起の糧とするための新たな給付金制度」として創設され、具体的には「事業収入が前年同月比50%以上減少した事業者について、中堅・中小企業は上限200万円、個人事業主は上限100万円の範囲内で、前年度の事業収入からの減少額を給付する」とされた（同21-22頁、下線は引用者）。

政府は、同年4月20日、持続化給付金の予算2兆3000億円を含む令和2年度補正予算を閣議決定し、同月27日、国会に提出した（甲7：令和2年度補正予算（第1号）の概要）。安倍晋三内閣総理大臣は、同年4月28日の衆議院本会議において、「事業者の皆様への支援については、まず、御指摘の持続化給付金によって、中堅・中小企業には二百万円、フリーランスを含む個人事業者には百万円を上限に、自粛要請等により休業を余儀なくされた方々を始め、売上げが大きく減少した事業者を業種にかかわらず幅広く支援していきます」と持続化給付金の趣旨を説明し（甲8の1：衆議院会議録2020年4月27日5頁、下線は引用者）、同日の参議院本会議でも同趣旨の答弁を行った（甲8の2：参議院会議録2020年4月27日4頁）。

以上の経緯から明らかなおり、持続化給付金は、「業種にかかわらず」「幅広く支援する」ことを目的として創設された。

補正予算の成立を受け、政府は、持続化給付金の支払事務を担う事務局に対する会計法に基づく概算払いを可能とするために、同年4月30日、「新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金の支払の臨時特例に関する政令（令和2年政令第158号）」を公布し即日施行した。これとともに、同年5月1日、中小法人等向けと個人事業者等向けの2つの持続化給付金給付規程を定め、給付金の申請受付を開始した（これら規程はその後改訂を経ており、法人である原告に適用される現行の同年8月1日付け「持続化給付金給付規程（中小法人向け）」（別紙1・甲1：持続化給付金給付規程（中小法人向け））を、以下「持続化給付金規程」という。）。しかし、この規程において、性風俗業は給付の対象から除外され、「業種にかかわらず」支援するという内閣総理大臣答弁は反故にされることとなった。

持続化給付金制度の趣旨・要件および給付手続きは、持続化給付金規程に定められている。以下では、本件との関係で重要な条項について概説する（以下、本節においては持続化給付金規程を単に条文数で引用する。）。

（2）制度目的（2条）

持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴うインバウンドの急減や営業自粛等により、特に大きな影響を受けている中堅企業、

中小企業その他の法人等及びフリーランスを含む個人事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧とさせるため、事業全般に広く使える給付金を給付することを目的とする（2条）。

（3）事務局（3条）

中小企業庁は、給付金の給付に必要な事務を行わせるために、持続化給付金事務局を設置する（3条）。

2020年9月23日時点において、事務局業務は、被告デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社（以下「被告デロイトトーマツ」という。）が受託している（甲9：持続化給付金ホームページ・プライバシーポリシー）。なお、2020年8月31日までは、一般社団法人サービスデザイン推進協議会が同事務局業務を受託していた（甲10：持続化給付金旧ホームページ・プライバシーポリシー）。

（4）給付対象者（4条）

中小法人等向けの持続化給付金の支給を受けることができる給付対象者は、以下の実体要件を満たすものである（4条）。

- ① 資本金等が10億円未満であるなどの規模要件を満たすこと（同条1号）
- ② 2019年度以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること（同条2号）
- ③ 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月（対象月）が存在すること（同条3号）。対象月は、2020年1月以降申請日の前月までの間で、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月の中から、申請者が任意に選択することができる。

（5）給付額（5条）

持続化給付金の給付額は、以下の計算式によって定められ、上限は200万円である（5条）。

直前の事業年度の年間事業収入－（対象月の月間事業収入×12）

(6) 不給付要件 (8 条)

持続化給付金規程は、すでに給付通知を受けた者 (8 条 1 項 1 号)、公共法人 (同 2 号)、政治団体 (同 4 号)、宗教上の組織若しくは団体 (同 5 号) 等と並んで、風営法に規定する性風俗関連特殊営業または当該営業に係る接客受託営業を行う事業者について、給付金を支給しない旨を定めている (同 3 号)。

不給付要件に該当する者に対しては、不給付通知を事務局から送付するとされている (同条 2 項)。

(7) 給付申請の方法 (6 条、7 条)

給付申請は、2020 年 5 月 1 日から 2021 年 1 月 15 日までの申請期間内に (6 条 1 項)、事務局が定める方法により、事務局に対して行う (6 条 2 項)。事務局は申請方法として、持続化給付金の申請用ウェブサイトからの電子申請のみを定めている (甲 11：持続化給付金申請要領 (中小法人等向け) 7 頁)。

申請にあたって申請者は、申請者は法人情報等の、対象月およびその事業収入や直前の事業年度の事業収入等 6 条 3 項に掲げる基本情報を事務局に提出し、また直前の事業年度の確定申告書別表 1 の控えなど同条 4 項に掲げる証拠書類等を提出しなければならない。

また、申請者は、申請にあたって、4 条の実体要件を満たすことなど 7 条各号が定める事項を宣誓しなければならない (7 条)。

(8) 給付手続 (9 条)

持続化給付金の給付は、申請者からの申請で成立し、事務局の審査を経て中小企業庁長官 (以下「長官」という。) が給付金額を決定する贈与契約であるとされている (9 条 1 項)。

具体的には、申請者は、事務局との間で、給付金を申請者の代理で受領し、給付決定額全額を申請者に支払う旨の受領委任契約を締結し (同条 2 項 1 号)、長官が申請者に対する給付金額を決定し (同項 4 号)、長官は事務局に対し給付金を支払い (同項 2 号)、事務局は受領委任契約に基づき給付金額全額を申

請者の銀行口座に速やかに振り込み、給付通知を申請者に対して送付する（同項5号）。

（9）給付金給付の法的性質

以上の仕組みに鑑みれば、持続化給付金規程は、それ自体、全体として持続給付金の給付にかかる贈与契約および9条2項1号が規定する受領委任契約の申込みの意思表示であり、4条が定める給付の実体要件を満たし、6条・7条が定める給付手続を執った申請者については、申請によって、持続化給付金の支給にかかる贈与契約が成立し、また事務局との間で9条2項1号が規定する受領委任契約が成立し、当該贈与契約に基づく給付金の金額は、契約成立後に、5条に基づく金額が長官の決定によって定められると解される。他方、4条が定める給付の実体要件を満たさない者との間では贈与契約は成立せず、8条2項の事務局による不給付通知は、実体要件を満たさず贈与契約が成立しない旨の事実の通知であると考えられる。

4 家賃支援給付金制度について

（1）家賃支援給付金制度の創設と規程の制定

与党家賃支援PTは、2020年5月8日、新型コロナウイルス感染症の未曾有の困難に直面して、企業・事業の存続・継続が何よりも重要であり、そのためには固定経費負担を減らす政策が求められ、固定経費の中で大きな割合を占める家賃について、「特別家賃支援給付金」を給付するよう政府に求めた（甲12：テナントの事業継続のための家賃補助スキームについて）。

この提案を受け、政府は、同月27日、家賃支援給付金の創設のための2兆242億円を含む令和2年度補正予算（第2号）を閣議決定し、同年6月8日に国会に提出し（甲13：令和2年度補正予算（第2号）の概要）、同補正予算は同月12日に成立した。

その後、与党家賃支援PTにおいて、家賃6か月分を一括払いする方針が決まり、政府は、同月19日、家賃支援給付金の支払事務を担う事務局に対する会計法に基づく概算払いを可能とするため、「新型コロナウイルス感染症対策中

小企業等家賃支援給付金の支払の臨時特例に関する政令（令和2年政令第196号）」を公布し即日施行した。政府は、同年7月14日、中小法人等向けと個人事業者等向けの2つの家賃支援給付金給付規程を定め、給付金の申請受付を開始した（これら規程はその後改訂を経ており、法人である原告に適用される現行の8月26日付け「家賃支援給付金給付規程（中小法人向け）」（別紙2・甲2：家賃支援給付金給付規程（中小法人向け））を、以下「家賃支援給付金規程」という。）。

家賃支援給付金制度の趣旨・要件および給付手続きは、家賃支援給付金規程に定められているが、その多くについて、持続化給付金と共通している。以下では、本件との関係で特に重要な条項について概説する（以下、本節においては家賃支援給付金規程を単に条文数で引用する。）。

（2）制度目的（2条）

家賃支援給付金は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴い発出された緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する中小法人等にとって土地又は建物の賃料等の負担が特に重くなっている現状に鑑み、これらの中小法人等に対し、事業の継続を下支えするための給付金を給付し、もって賃料等の円滑な支払に資することを目的とする（2条）。

（3）事務局（3条）

中小企業庁は、給付に必要な事務を行わせるために、家賃支援給付金事務局を設置する（3条）。

2020年9月23日時点において、事務局業務は被告株式会社リクルート（以下「被告リクルート」という。）が受託している（甲14：家賃支援給付金ホームページ・プライバシーポリシー）。

（4）給付対象者（4条）

中小法人等向けの家賃支援給付金の支給を受けることができる給付対象者は、以下の実体要件を満たすものである（4条）。持続化給付金と比べると、③の収入減少要件が緩和されているほか、④の賃借人要件が加わっている。

- ① 資本金等が10億円未満であるなどの規模要件を満たすこと（同条1号）
- ② 2019年度以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること（同条2号）
- ③ 2020年5月1日から12月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月（対象月）が存在すること（同条3号。対象月は、2020年1月以降申請日の前月までの間で、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月の中から、申請者が任意に選択することができる。）。または、2020年5月から申請日の属する月の前月までに、連続する3か月の事業収入の合計が前年同期比で30%以上減少した期間（対象期間）が存在すること（対象期間も、申請者が任意に選択することができる。）
- ④ 国内の土地または建物に関する賃貸借契約等に基づき他人の所有する土地または建物を使用および収益する権利を有する者（同条柱書）

（5）給付額（5条、6条）

給付額は、申請日の前1か月以内に賃料等として支払った額を基準額とし、以下のとおり算定される。

- ① 基準額の総額が75万円以下の場合：基準額×2/3×6
- ② 基準額が75万円より大きい場合：
（（基準額-75万円）÷3+50万円）×6（ただし上限600万円）

（6）不給付要件（9条）

家賃支援給付金規程は、持続化給付金とまったく同一の不給付要件を定め、風営法に規定する性風俗関連特殊営業または当該営業にかかる接客受託営業を行う事業者について、給付金を支給しない旨を定めている（9条1項3号）。不給付要件に該当する者に対しては、不給付通知を事務局から送付するとされている（同条2項）。

なお、以下において、性風俗関連特殊営業等を不給付とする持続化給付金規程 8 条 1 項 3 号と、同じく家賃支援給付金規程 9 条 1 項 3 号を、併せて「本件両除外規定」という。また、性風俗関連特殊営業等に各給付金を給付しないとする被告国の取り扱いを、「本件取り扱い」という。

(7) 給付申請の方法 (7 条、8 条)

給付申請は、2020 年 7 月 14 日から 2021 年 1 月 15 日までの申請期間内に (7 条 1 項)、事務局が定める方法により、事務局に対して行う (7 条 2 項)。事務局は申請方法として、家賃支援給付金の申請用ホームページからの電子申請のみを定めている (甲 15 : 家賃支援給付金申請要領 中小法人等向け 原則 (基本編) 7 頁)。

申請にあたっては、申請者は、法人情報等のほか、対象月・期間とその月額事業収入、賃貸借契約等に係る情報など 7 条 3 項に掲げる基本情報を事務局に提出し、また 7 条 4 項に掲げる提出書類等を提出しなければならない (同条 3 項各号、4 項各号)。

また、申請者は、申請にあたって、4 条の実体的要件を満たすなど 8 条各号が定める事項を宣誓しなければならない (8 条)。

(8) 給付手続 (10 条)

家賃支援給付金の給付は、申請者からの申請で成立し、事務局の審査を経て長官が給付金額を決定する贈与契約であるとされている (10 条 1 項)。

具体的には、申請者は、事務局との間で、給付金を申請者の代理で受領し、給付決定額全額を申請者に支払う旨の受領委任契約を締結し (同条 2 項)、長官が申請者に対する給付金額を決定し (同項 3 号)、長官は事務局に対し給付金を支払い (同項 1 号)、事務局は受領委任契約に基づき給付金額全額を申請者の銀行口座に速やかに振り込み、給付通知を申請者に対して送付する (同項 4 号)。

（９）給付金給付の法的性質

以上の仕組みに鑑みれば、家賃支援給付金規程は、それ自体、全体として家賃支援給付金の給付にかかる贈与契約および10条2項1号が規定する受領委任契約の申込みの意思表示であり、4条が定める給付の実体要件を満たし、7条・8条が定める給付手続を執った申請者については、申請によって、家賃支援給付金の支給にかかる贈与契約が成立し、また事務局との間で10条2項1号が規定する受領委任契約が成立し、当該贈与契約に基づく給付金の金額は、契約成立後に、5条・6条に基づく金額が長官の決定によって定められると解される。他方、4条が定める給付の実体要件を満たさない者との間では贈与契約は成立せず、9条2項の事務局による不給付通知は、実体要件を満たさず贈与契約が成立しない旨の事実の通知であると考えられる。

5 性風俗事業者の除外をめぐる他の制度の経緯

以上のとおり、持続化給付金と家賃支援給付金において、性風俗関連特殊営業は支援対象とされていない。他方で、COVID-19対策の一環として実施された「雇用調整助成金」の適用拡大及び新設された「小学校休業等対応支援金制度」については、当初はこれらの事業が対象外とされながら、以下の経緯をたどり対象に含まれることとなった。

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るためその雇用する労働者について休業若しくは教育訓練に要した費用を助成する制度（以下「雇用調整助成金制度」という。）である。その趣旨・要件及び給付手続は、主に「雇用関係助成金支給要領」の「第1共通要領」（以下「共通要領」という。）及び「第2各助成金別要領・1雇用調整助成金」（以下「雇用調整助成金要領」という。）に定められている。

厚生労働省は、令和2年2月14日付け職発0214第1号「雇用安定事業の実施等について（雇用調整助成金特例）」により、COVID-19の影響によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主の雇用維持を図るべく、雇用調整助成金要領を改正し、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業活動の縮小に係る

特例（1109 a）（以下「雇用調整助成金特例」という。）を定め、雇用調整助成金の助成率及び上限額を引き上げた。ただ、助成対象を定める共通要領 0303 ニ(ロ)では、雇用調整助成金給付対象事業から、風営法第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主を除外していた。そして、雇用調整助成金特例の実施後も、この除外規定は維持されていた。

その後、厚生労働省は、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための休校に伴い、令和 2 年 3 月 13 日付け雇均発 0313 第 2 号「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の支給要領の制定等について」に基づき、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金制度（以下「小学校休業等対応支援金制度」という。）を新設し、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金についての要領（以下「小学校休業等対応支援金要領」という。）を定めた。しかし、小学校休業等対応支援金制度についても、雇用助成金の不給付要件が適用され、「性風俗関連特殊営業」又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主については、給付対象から除外された。

このような背景のもと、同年 4 月 3 日、性風俗などで働く当事者とその支援者から構成される団体である「SWASH」は、加藤勝信厚生労働大臣及び厚労省雇用環境・均等局長宛てに、小学校休業等対応支援金制度の不給付要件の撤廃を求める要望書（甲 16：新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金に関する要望）を提出した。

かかる要望書の提出や世論からの批判を受け、同月 7 日、加藤勝信厚生労働相は、「性風俗関連特殊営業」又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主についても、雇用調整助成金特例及び小学校休業等対応支援金助成金の給付対象とする方針を表明した。

同日、小学校休業等対応支援金要領が、同月 10 日には、雇用調整助成金要領が改定され、雇用調整助成金特例及び小学校休業等対応支援金の支給に関しては、性風俗関連特殊営業等についても対象とされることとなった。

その後の同年 6 月 15 日には、性風俗業や接待を伴う飲食業の事業者などで構成される団体である「ナイト産業を守ろうの会」が、持続化給付金について、

性風俗関連特殊営業等の事業者を給付金の対象に含めるよう中小企業庁に申し入れ、陳情書と署名を提出した（甲17）。

しかしながら、今日に至るまで、持続化給付金及び家賃支援給付金については、性風俗関連特殊営業等の事業者は給付対象から除外されている。

6 原告が持続化給付金および家賃支援給付金の給付対象者に該当し申請手続をしたこと

原告は、第3・1(1)アおよび同(2)アで後述するとおり、持続化給付金および家賃支援給付金の給付対象者に該当する。

原告は、持続化給付金および家賃支援給付金を申請しようとしたが、原告が営むデリバリーヘルス業は「性風俗関連特殊営業」にあたるため、後述のとおり無効な本件両除外規定により不給付要件に該当し、事務局が定めるオンライン方式による申請をすることができなかった。

そこで原告は、2020年9月8日、持続化給付金及び家賃支援給付金の給付申請書を事務局に送付し（甲18の1：持続化給付金および家賃支援給付金の給付申請（内容証明郵便謄本、持続化給付金事務局宛て）、甲19の1：持続化給付金および家賃支援給付金の給付申請（内容証明郵便謄本、家賃支援給付金事務局宛））、これらの申請書は同月9日に各事務局に到達した（甲18の2、甲19の2：配達証明書）。

また、原告は、2020年9月9日、持続化給付金規程6条3項が定める基本情報、同条4項が定める証拠書類等、及び同7条が定める事項を遵守する旨を記載した誓約書を、別便により持続化給付金事務局に送付し、また同日、家賃支援給付金規程7条3項が定める基本情報、同条4項が定める提出書類等、及び同8条が定める事項を遵守する旨を記載した誓約書を、別便により家賃支援給付金事務局に送付した。これらの書類は同月10日に到達した（甲20：配達証明）。

これらにより、原告は、持続化給付金および家賃支援給付金の申請を行った。

第2 本件両除外規定は、憲法 14 条 1 項に違反し、また裁量権の逸脱濫用があるから無効である

1 各給付金は行政契約であり、憲法等に適合する必要がある

持続化給付金は、「申請者からの申請で成立し、事務局の審査を経て長官が給付額を決定する贈与契約である」とされる（持続化給付金規程 9 条 1 項）。また、同給付金の目的は、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴うインバウンドの急減や営業自粛等により、特に大きな影響を受けている中堅企業、中小企業その他の法人等・及びフリーランスを含む個人事業者・・に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付すること」（同規程 2 条）にあるとされる。

このように、持続化給付金は、贈与契約（民法 549 条）ではあるものの、単なる民事上の契約ではなく、上記各行政目的を実現すべく、国（中小企業者長官）と原告のような私企業との間で締結されるものである。つまり、各給付金を交付する契約は、いずれも行政主体が行政目的を達成するために締結する「行政契約」であり、行政作用の一形態であるから、憲法の適用を受け、また平等原則や行政権限の逸脱濫用の禁止等の行政法上の一般原則に適合したものでなければならない。

このことは、家賃支援給付金においても同様である。同給付金についても、「給付金の給付は、申請者からの申請で成立し、事務局の行う申請内容の適格性等を確認する審査（中略）を経て長官が給付額を決定する贈与契約である」とされ、また、家賃支援給付金の目的は、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴い発出された緊急事態宣言の延長等により、売上げの急減に直面する中小法人等にとって土地又は建物の賃料等の負担が特に重くなっている現状に鑑み、これらの中小法人等に対し、事業の継続を下支えするための給付金を給付し、もって賃料等の円滑な支払に資すること」（同規程 2 条）とされている。持続化給付金と同じく行政契約であり、憲法の適用を受け、また平等原則や裁量権の逸脱濫用の禁止の一般原則に適合しなければならない。

2 本件両除外規定は憲法 14 条 1 項に違反する

(1) 本件両除外規定は憲法 14 条 1 項の観点から独立した違憲審査を受ける

「憲法 14 条 1 項は、法の下での平等を定めて」いる。この規定は、「事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨のものである」（婚外子に対する法定相続分差別訴訟・最大決平成 25 年 9 月 4 日民集 67 卷 6 号 1320 頁（1322 頁））。

本件両除外規定は、「性風俗関連特殊営業」を営む事業者と他の職業を営む事業者（各給付金の給付を受けられる事業者）とを、不給付要件に関して規程上明確に差別する。事実上の取り扱いのレベルではない。規程自体に「差別の意図」（松井茂記『日本国憲法 第 3 版』371 頁）が組み込まれている。法令上の差別的取り扱いそのものである。本件両除外規定が事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものと認められない場合には、憲法 14 条 1 項に反することとなる。

なお、給付金行政のように行政府に一定の裁量がある行政作用であることは、憲法 14 条 1 項の違憲性審査を免れる理由とはならない。「憲法 25 条の規定の要請にこたえて制定された法令において、受給者の範囲、支給要件、支給金額等につきなんら合理的理由のない不当な差別的取扱をしたり、あるいは個人の尊厳を既存するような内容の定めを設けているときには」憲法 14 条及び 13 条違反の問題を生じうるとされているとおり（堀木訴訟・最大判昭和 57 年 7 月 7 日民集 36 卷 7 号 1235 頁（1240 頁以下））、裁量がある給付行政においても、憲法 14 条 1 項の観点から独立した違憲性の審査が必要となる。

また、本件両除外規定が従前の給付金行政の取り扱いを踏襲したものとしても、違憲性審査を免れることはできない。「ある法領域全体にわたって憲法違反の実務が浸透していることは、訴訟で具体的に違憲の申し立てのなされている特定の法律の規程が憲法違反でないことの理由として持ち出すことのできるものではない」（西原博史「遺族年金差別訴訟に見る平等権領域における立法裁量の位置づけ」『憲法学の創造的展開』515 頁参照）。

以上より、本件両除外規定は、憲法 14 条 1 項の観点から独立した違憲審査を受ける。

(2) 本件両除外規定に対しては厳格な審査が求められる

本件両除外規定は、「区別が事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくもの」でなければ憲法 14 条 1 項に反して違憲となる。

その具体的な基準としては、「そのような区別をすることの」「目的に合理的な根拠が認められ」るかどうか、また、「その具体的な区別」と当該目的との間に「合理的関連性が認められ」るかどうか審査されるべきである（国籍法違憲判決・最大判平成 20 年 6 月 4 日民集 62 卷 6 号 1367 頁（1371 頁））。

ここで、本件両除外規定に対しては、3 つの「事柄の性質」の点から厳格な審査が必要となる。

第 1 に、本件両除外規定は、社会的地位の格下げ・スティグマの押し付けをもたらすものである。本件両除外規定は、「区別を生じさせること自体を直接の目的」としている（千葉勝美『違憲審査 その焦点の定め方』100 頁）。そこには社会福祉的な目的も、経済的な狙いも、治安維持上の効果も求められていない。端的に差別のために差別している。職業という社会的地位に着目し、特定の職業のみを差別的に取扱うものである。単に給付金が受け取れないという不利益に加えて、「社会的地位の格下げ、・スティグマの押しつけという深甚な害悪を及ぼす」（安西文雄ほか『憲法学読本 第 3 版』107 頁以下）。特定の職業を他の職業より劣るもの、不適切なもの、継続すべきでないものと宣言するために差別している。

さらに、本件両除外規定それ自体が、性風俗事業者は差別してよいのだとお墨付きを与えることとなる。社会にスティグマを植え付け、再生産し、助長することとなる。本件両除外規定の「存在自体が」、そしてそれに基づく本件取り扱いそれ自体が、性風俗関連特殊営業という職業に従事する事業者に対する「差別意識を生じさせ」る（前掲婚外子に対する法定相続分差別訴訟・民集 67 卷 6 号 1330 頁、前掲安西 112 頁参照）。

本件両除外規定が、特定の職業に対する地位の格下げ・スティグマの押しつけにとどまらず、その助長・再生産という深刻な効果をもたらすことに照らし、

裁判所は本件両除外規定について厳格に審査しなければならない(宍戸常寿『憲法解釈論の応用と展開 [第2版]』109頁参照)。

第2に、本件両除外規定は「職業」(憲法22条1項)の選択・遂行の自由の制約につながる差別である。各給付制度は、「インバウンドの急減や営業自粛等により」中小企業等が「特に大きな影響を受けている」ことを前提とし、「事業の継続を支え、再起の糧」とすることを目的とする。COVID-19は自然災害だが、自粛は国家や社会の要請による人為的なものである。そのような自粛状況の中では、自身の努力に関わらず、多くの事業者が、各給付制度なくして事業を継続することが困難な状況にある。

憲法は、福祉国家的理想のもとに、社会経済の均衡のとれた調和的発展と経済的劣位に立つ者に対する適切な保護政策を要請しており、「国の責務として積極的な社会経済政策の実施を予定している」(小売市場事件最高裁大法廷判決・最大判昭和47年11月22日刑集26巻9号586頁(591頁))。「国の責務」として「積極的な社会経済政策の実施」の一環として、提供されるものが両給付金である。効率化の向上や特定の業界の成長を後押しするためのものではない。事業の継続の瀬戸際にある事業者に対し、それがなければ「再起」不能に陥る事業者に対し、最低限度の事業生活を営むための社会保障として付与されるものである。コロナ禍の収束が見通せない現況において、国が明示的にこれらの給付対象から排除するということは、その事業だけは継続しなくて良い、再起しなくて良いと宣言することに等しい。その事業は、COVID-19対策に取り組むべき「社会」には含まれるのに、持続化し、再起されるべき「社会」には含めないということである。本件両除外規定は「職業それ自体を否定するような」規定であるから、「精神的自由の場合に準じた憲法判断」、すなわち厳格な審査が必要となる(木下昌彦「職業の自由事案における憲法判断の枠組み」法律時報91巻5号80頁脚注14)。

第3に、本件両除外規定の合理性を検討するにあたっては、「高度の専門技術的な考察」が介在する余地はない。これまで最高裁は、福祉政策や経済財政政策に関連する立法の憲法適合性判断においては、高度の専門技術的な考察が必要になることを理由として広範な国の裁量を肯定してきた(前掲堀木訴訟、サラリーマン税金訴訟・昭和60年3月27日民集39巻2号247頁)。しかし、

本件両除外規定は、後述の国会答弁のとおり、単に差別のために差別するものである。そこに福祉的・経済財政的専門判断は介在していない。このような取り扱いの合理性を検討するにあたっては、専門的技術的判断は必要ない。端的に、当該差別的取扱いが憲法の原則に照らして許容されるか否かを規範的に検討すれば足りる。本件両除外規定に関し、政府の裁量は極めて狭い。

以上3つの「事柄の性質」から、本件両除外規定は、やむにやまれぬ事由がない限り、合理的な根拠なく差別的取り扱いをするものとして憲法14条1項に反し違憲となる。

(3) 本件両除外規定に事柄の性質に即応した合理的な根拠はない

ア 本件両除外規定の目的にやむにやまれぬ事由はない

国は、本件両除外規定につき、そもそも、具体的な根拠や理由を示さず、抽象的であいまいな答弁しかしていない。

すなわち、令和2年5月14日の参議院厚生労働委員会では、奈須野太中小企業庁事業環境部長が次のように答弁した（甲21：令和2年5月14日の参議院厚生労働委員会議事録。下線は引用者。以下同じ）。

持続化給付金は、これまでの中小企業施策の対象となっている支援範囲を踏まえつつ、できるだけ幅広い事業者を対象にしているということでございます。まず、キャバレーとかクラブといったいわゆる風俗営業、こちらは対象となっております。一方で、ソープランドとかデリヘルとかテレクラといった性風俗関連特殊営業といった業態がございます。こちらは風営法で極めて厳しい規制が掛かっておりまして、社会通念上、公的資金による支援対象とすることに国民の理解が得られにくいのではないかということで、災害対応も含めてこれまで一貫して公的な金融支援や国の補助制度の対象外としてきたことを踏襲して、今回の持続化給付金でも対象外としているところでございます。この旨は、先生今御指摘になられた予算委員会の質疑の中で梶山大臣から御説明したところでございます。一方で、個人事業者としてこういった性

風俗関連特殊営業との関係で請負契約に基づき働いている方という方がおられます。典型的には、いわゆるセックスワーカーと言われる方、それからアダルトビデオの監督、女優、男優、こういったフリーランス的な働き方をしている方でございます。こういった方は、風営法上の性風俗関連特殊営業には該当いたしません。したがって、届出対象ではございませんので、その収入を事業収入として税務申告している場合は持続化給付金の対象になるという整理でございます。

同種の答弁として、同月 22 日の衆議院経済産業委員会で梶山弘志国務大臣は、「風営法上の性風俗関連特殊営業等については、災害対応も含めて、これまで一貫して公的金融支援や国の補助制度の対象とされてこなかったことを今は踏襲している」と答弁し（甲 22：令和 2 年 5 月 22 日の衆議院経済産業委員会議事録）、同年 6 月 8 日の参議院本会議では安倍晋三内閣総理大臣も、「性風俗関連特殊営業等については、災害時の各種支援も含めて、過去の国などによる補助制度において対象としていなかったことなどから、今般の給付金においても対象から除外させていただいた」と答弁している（甲 23：令和 2 年 6 月 8 日の参議院本会議議事録）。

しかし、「社会通念」や「国民の理解が得られにくい」といった事由は、差別的な取り扱いの合理的な根拠の有無を問題にする以前に、そもそも憲法上許容しうる正当な目的となりえない。この答弁は、いわば人々が社会において「性風俗関連特殊営業」の事業者を差別していることを、差別的取り扱いの根拠とするものである。憲法 14 条 1 項の規律として政府に差別を是正する義務こそあれ、社会の差別的な意識を根拠として差別することは許されない。これを許せば、社会に差別感情があることが差別的取り扱いの根拠となってしまう。国が差別感情を根拠に差別的取り扱いをし、司法がそれにお墨付きを与えてしまえば、社会の差別感情は助長され、再生産され、固定化されてしまう。そして次なる差別的取扱いが生み出される。違憲審査に際して「合理的な根拠」が求められる理由は、社会の差別的意識を差別的取扱いの目的とすることを許さな

いことにある。「社会通念」や「国民の理解が得られにくい」ことは差別的取扱いの合理的な目的にはならない。

また、これまでの対応を踏襲するという点も、合理的な目的とはならない。そもそも性風俗関連特殊営業の事業者を差別的に取り扱ってきたこと自体が違憲であって、違憲な前例をいくら積み重ねても今回の措置が合憲に変わることはない。

イ 本件両除外規定は手段としてやむにやまれぬものではない

本件両除外規定は、「性風俗関連特殊営業」の事業者には各給付金を給付しないという手段を採用するが、そこに合理的な根拠はない。

「性風俗関連特殊営業」に従事する事業者も、COVID-19の感染防止対策に伴う、「インバウンドの急減や営業自粛等により」「大きな影響」を受けている（持続化給付金規程2条）。同事業も他の業種と同じように緊急事態宣言の対象とされていたし、各都道府県の自粛要請の中には同業種を名指しして自粛を求めるものも含まれていた。その結果として、「緊急事態宣言後、約2週間休業」し、4月の売上が「普段の2割まで落ち込んだ」事業者もいる（甲24：朝日新聞デジタル版2020年5月24日11時45分「今もデリヘルを続ける女性たち 離婚準備中『夫頼れぬ』」）。「真面目にやっているラブホテルの経営者がほとんど困って」いて、「3月は4割減、4、5月は3割減と売上が落ちた」例もある（甲25：毎日新聞デジタル版2020年9月19日06時00分（最終更新9月19日11時04分）「真面目なラブホテル苦境 給付金もGoToも対象外」『推奨されていい』はずなのに」）。性風俗関連特殊営業の事業者も、他業種と同じく苦しんでいる。

あらゆる事業者はその職業を遂行することにより衣食住を賄い、社会と関わり合い、自己の人生を歩んでいる。「性風俗関連特殊営業」の事業者も同様である。他の事業者と同じく従業員を雇用し、様々な相手と取引をしている。その売上から配当や報酬を受ける株主や役員がいる。他の事業者と同じく、社会の「構成単位たる社会的実在」である（八幡製鉄事件・最大判昭和45年6月24日民集24巻6号625頁（628頁））。社会的作用の負担としての納税義務やその他の法令等の遵守義務も当然に課せられている。未曾有の国家的災害の中で、

事業の継続を目的とする給付金制度において、性風俗関連特殊営業の事業者のみを別異に取り扱う合理的な理由はない。

(4) 小括

以上のとおり、本件両除外規定は憲法 14 条 1 項の規律が及び、その合理性は事柄の性質に照らして厳格に審査される。本件両除外規定はその目的も手段も合理的な根拠がないから、憲法 14 条 1 項に違反する。本件両除外規定は違憲無効である。

3 不給付要件の設定についての裁量権の逸脱濫用の違法

(1) 判断過程審査の基準

各給付金は、行政契約としての贈与契約であるから、行政権限の逸脱濫用の禁止や平等原則等の行政法上の一般原則に適合したものでなければならない。また、事業の継続を支援するというその目的に照らし(持続化給付金規程 2 条、家賃支援給付金規程 2 条)、各給付金は、職業選択の自由にも深く関わるものである(上記第 2 の 2 (3)) ことからすれば、行政機関が行政契約の締結に関する特定の契約条項を設けることについての判断過程は合理的なものでなければならない。すなわち、当該判断過程において考慮すべき事項を十分考慮することなく、一つの考慮事項のみを重視しているにとどまるなど、当該判断過程が不合理であり、社会通念上著しく妥当性を欠くものといえる場合、そのような行政作用には、裁量権(行政裁量)の逸脱又は濫用がある。

以下に述べるとおり、本件両除外規定については、考慮・重視すべきでないことを考慮・重視しており(他事考慮)、考慮・重視すべきことを考慮・重視しておらず(考慮不盡)、行政が遵守すべき平等原則にも違反しており、裁量権の逸脱・濫用がある。

なお、行政処分(行政行為)以外の行政作用、つまり、行政契約ないし行政上の契約の締結、内容等についても、裁量権の逸脱濫用による統制は及ぶ(最判平成 18 年 10 月 26 日判時 1953 号 122 頁、大阪高判平成 14 年 7 月 3 日判時 1801 号 38 頁参照)。

(2) 他事考慮

ア 差別を放置・助長する「国民の理解」や従前の取り扱いは考慮禁止事項である

本件両除外規定を設けたことについて、政府は、「社会通念」や「国民の理解が得られにくい」、これまでの対応を踏襲するといったことを理由として述べる。しかし、政府が述べる「社会通念」・「国民の理解」とは、上記のとおり、一部の国民による差別的な感情を満足させ、「性風俗関連特殊営業」を行う事業者へのスティグマを押し付けるものである。

そして、本件両除外規定は、特に法令を定めた国家自身がこのような事業者に対する差別感情、スティグマを放置するばかりか、これをさらに助長するものでもある。

このように、本件両除外規定を設けた理由である「国民の理解」や従前の取り扱いは、法の下での平等（憲法 14 条 1 項）の趣旨ないし要請に反することから、また、平等取扱いが特に強く要請され、前記のとおり職業選択の自由（憲法 22 条 1 項）にもかかわる各給付金にかかる行政契約（本件各贈与契約）においては、考慮（重視）されるべきものではないから、それぞれ考慮禁止事項というべきである。

また、これまで給付してこなかったという事情も、上記差別感情、スティグマを助長するものにすぎないから、やはり考慮することが許されない事項である。奴隷制度の長い歴史が奴隷制度自体を正当化することがないことと同様に、いくら類似の給付制度における別異取扱いの期間が長くても、差別的な取扱いの歴史が正当化されることはない。むしろ、行政機関（中小企業庁）としては、差別の歴史を自ら断ち切る必要があった。

イ 「国民の理解」等は各給付金の趣旨・目的にも反し、考慮すべきではない

持続化給付金の趣旨・目的は、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴うインバウンドの急減や営業自粛等により、特に大きな影響を受けている」中小法人等に対し、「事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、

事業全般に広く使える給付金を給付」する点にある（持続化給付金規程2条）。また、家賃支援給付金の趣旨・目的は、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴い発出された緊急事態宣言の延長等により、売上げの急減に直面する中小法人等にとって土地又は建物の賃料等の負担が特に重くなっている現状に鑑み、これらの中小法人等に対し、事業の継続を下支えするための給付金を給付し、もって賃料等の円滑な支払に資すること」（家賃支援給付金規程2条）である。

そして、「性風俗関連特殊営業」を行う事業者と他の事業者とで、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うインバウンドの急減や営業自粛等の点、あるいは緊急事態宣言の延長等による売上げの急減に直面して土地又は建物の賃料等の負担が特に重くなっているといった点は、何ら変わるものではない。実際、原告も営業自粛にしたがってきた（甲3、甲4）。また、「事業の継続を支え、再起の糧」となる「事業全般に広く使える給付金」を給付し、「事業の継続を下支えするための給付金を給付し、もって賃料等の円滑な支払に資する」という要請もまた、「性風俗関連特殊営業」を行う事業者と他の事業者とで、異なるものではない。

にもかかわらず、上記不合理な「国民の理解」なる一部国民の感情や従前の取り扱いを考慮し、不給付要件を設けることは、各給付金の趣旨・目的にも反するものというほかないから、これらを考慮することはやはり許されない。

ウ 小括

以上のことから、政府は考慮（重視）すべきではない事項（考慮禁止事項）を考慮（重視）しているため、他事考慮の違法がある。

（3）考慮不尽

本件両除外規定を策定するに当たり、政府には、以下の5点の考慮不尽（要考慮事項不考慮）がある。

まず、各給付金の行政契約の締結に際して、①一定の風営法上の「性風俗関連特殊営業」を行う事業者（特に原告のように法令の範囲内で事業を行い確定

申告等を行っている事業者) に対する上記の誤った差別的な国民の感情やステイグマの助長・拡大を防止する必要性があった。

次に、②「性風俗関連特殊営業」は多くの自治体で営業自粛要請の対象とされてきた。各給付金の趣旨・目的が、COVID-19 の拡大防止のために営業や移動の自粛が社会的要請となり、その結果として多くの事業者が売上の急減に直面したことからその事業の継続を支えることにあることからすれば（持続化給付金規程2条、家賃支援給付金規程2条）、「性風俗関連特殊営業」を行う事業者が営業自粛要請の対象とされてきたことは、各給付金の対象を定める際に考慮ないし重視されるべき事項である。にもかかわらず、本件両除外規定は、「性風俗関連特殊営業」を行う事業者については、この要考慮事項（要重視事項）を一切考慮しないという法的仕組みをあえて採用するものである。

さらに、③各給付金の目的等に照らすと、また、性風俗関連特殊営業を行う事業者のうち、確定申告を履行していない事業者が一定数いる現状においては、性風俗関連特殊営業を行う事業者が誠実に確定申告を行っているという事情が要考慮事項（要重視事項）とされないとなると、公平原則・平等原則ないしこれらの趣旨に反することになる。にもかかわらず、上記②と同じく、原告のように適切に確定申告を行っていたとしても、なお給付を申請することすらできない法的仕組みがあえて採られていることから、確定申告をしているという考慮されるべき事項が、実質的に考慮されなくなっている。

同様に、④「性風俗関連特殊営業」を行う事業者が、風営法、売春防止法、職業安定法、労働者派遣法等に違反せずに事業を営み企業努力を尽くしてきた事情についても、要考慮事項（要重視事項）といえるが、本件両除外規定は、「性風俗関連特殊営業」を行う事業者に当たるというだけで、実質的に同事項が考慮できなくなる法的仕組みをあえて採るものである。

最後に、⑤政府（中小企業庁）は、適法に営業をしている事業者の実態を調査・把握するよう十分に調査するとともに、他の行政機関にも関係情報を照会すべきである。例えば、厚生労働省は、COVID-19 対策として雇用調整助成金や小学校休業等対応支援金制度を用いるにあたって、救済の必要性が異ならないなどの実態に照らし、性風俗関連特殊営業を行う事業者を休業補償の対象とし、本件各規規程のように性風俗関連特殊営業を行う事業者を不給付要件に規

定するようなことをしていない（当初はしていたが、最終的に除外した）のであるから、中小企業庁（同長官）としても本件各給付金にかかる行政契約の締結に際して、事業者の実態を調査した上で、調査した事項を考慮・重視すべきであった。

そもそも、風営法上の性風俗関連特殊営業の中には、デリバリーヘルス、アダルトグッズ販売、ラブホテルなど様々な業態があり、それぞれに事情は異なる。このように異なる事情があるにもかかわらず、十分な調査をせず一緒にすべて不給付とするのは不合理である。例えば、無店舗型性風俗特殊営業のうちのデリバリーヘルス業（風営法2条7項1号）については、事業者の経営状態が悪化すると、事業者と契約をしているキャストの身体・安全・健康や働く環境が悪化することにもつながり、事業者自体の経営状態が悪化する悪循環にもつながりうるから、このようなデリバリーヘルス業の事業者を救済する必要性の高さも、調査・考慮されるべきである。

以上の各要考慮事項(要重視事項)①から⑤を考慮ないし重視することなく、「性風俗関連特殊営業」を行う者に対しては各給付金を一律に不交付とする契約内容とする点に考慮不尽の違法がある。

（４）不平等取扱い

本件両除外規定については、前記第2の2で述べたとおり、平等原則の要請にも反するものである。政府（中小企業庁）は性風俗関連特殊営業を行う事業者に対する上記スティグマを各不給付要件という形で顕在化させ、一層深刻化させている。国家が同事業者の社会的地位の格下げを放置し助長することは許されてはならない。

（５）小括

以上より、持続化給付金や家賃支援給付金につき、それぞれ不給付要件を設けることについての判断過程は極めて不合理であり、社会通念上著しく妥当性を欠くことから、裁量権の逸脱濫用の違法（行政事件訴訟法30条参照）がある。

確定申告の有無は本件両除外規定において支給要件の一つとされている。確定申告記録がない場合には当然に本件給付を受けられないが、性風俗関連特殊営業の事業者は、確定申告をしても申請すらできない。

原告のように確定申告をする事業者に本件両除外規定を適用する限りにおいて、違憲となる。

(3) 反社会的勢力との関係の不存在

原告は一切反社会的勢力と関係していない。そもそも各規程においては反社会的勢力と関係がないことについては誓約が求められており、重ねて一律で風俗業を排除する根拠とはならないが、原告は一切反社会的勢力と関係がなく、その旨の誓約もしている。

原告のように反社会的勢力との関係がない事業者に本件両除外規定を適用する限りにおいて、違憲となる。

(4) 違法な業務の不存在

原告は、風営法、売春防止法、職業安定法、労働者派遣法などの関連法規を遵守して業務を行っている。原告のように違法・脱法行為を行っていない事業者に本件両除外規定を適用する限りにおいて、違憲となる。

(5) 人身取引・性的サービスの強要の根絶

戦前の風俗業においては親が子を売る、夫が妻を売るなど、女性蔑視の社会風潮も相まって他者の借金の返済のために事実上の人身売買が行われており、望まない風俗業に従事せざるを得ない女性も少なくなかった。また現代においても、例えば外国籍の女性などが自国で欺かれて来日し、パスポートを取り上げられて違法な性的サービスに従事させられる事案があることは確かである。しかし、現代の日本で適法な届出に基づき運営される業者についてそのような事情は稀である。実際原告で働くキャストについてもこのような事情は皆無であり、原告において業務に従事するすべてのキャストは自らの意思で原告において働いている。原告が強制的にサービスを強要することなど、構造的にも不可能であるし、現実にも皆無である。

原告のように、人身取引や性的サービスの強要などと皆無の事業者には本件両除外規定を適用する限りにおいて、違憲となる。

(6) 真面目な業者がいなくなるとキャストの職業選択・遂行の自由が脅かされる

性風俗産業に対して稀に、そこで働く人々、いわゆる「セックスワーカー」の労働を不当に搾取しているかのような批判があるが、少なくとも原告に関する限り全く当たらない。そもそも個人事業主との間で委託契約を締結し、一定の経費を業者が負担し、客から受け取る料金のうち一定割合を受領することは、あらゆる業種で行われている。性風俗産業についてのみ批判することは筋違いである。こういった分配構造が不支給の原因とされること自体あってはならないが、とりわけ原告においては不当な労働搾取は一切行っていない。■■■■■

性風俗業者は、セックスワーカーが安全にかつ負担なくサービスに専念できるよう様々なサポートをしている。オフィス家賃、広告費、スタッフ費用、デリバリー用の車両費・管理費、性病の検査費、遠隔地から季節ごとに滞在して働くセックスワーカーの寮費など様々な経費が必要となる。

さらに言えば、真面目な「性風俗関連特殊営業」の事業が継続できなくなると、セックスワーカーの職業選択・遂行の自由（憲法 22 条 1 項）をも脅かす。1998 年には、ILO（国際労働機関）がセックスワーカーを「労働の権利を行使する主体」と報告しているように（青山薫「セックスワーカーへの暴力をどう防ぐか」SWASH 編『セックスワーク・スタディーズ』138 頁（150 頁）参照）、セックスワークは憲法 22 条 1 項で保障される一つの職業である。

原告のような真面目な「性風俗関連特殊営業」が持続できなくなると、セックスワーカーは自ら直接客を募集しなければならなくなる。自ら広告を出し、自らスケジュールを管理し、自ら客と価格を交渉し、自ら対価を客から受け取らなければならなくなる。身の安全も自ら確保しなければならず、トラブルが生じた際にも自ら対処しなければならなくなる。また、事業者が大幅に減少して事業者とセックスワーカーの力関係が崩れれば、不当・違法な事業者が現れ

るようになり、セックスワーカーが暴力や不当な搾取に遭いやすくなる(甲4)。このように性風俗事業者を持続させないということは、セックスワーカーの職業選択・遂行の自由の点も調査・考慮されるべきである。

原告のようにセックスワーカーの安全・健康を守り、適切なサポートをしている事業者に本件両除外規定を適用する限りにおいて、違憲となる。

(7) 小括

以上のように、原告は、他の業種における事業者と同じように、休業要請に従い、確定申告を行い、納税し、反社会的勢力とも関係せず、法令を遵守し、業務委託者であるキャストたちが安全かつ効率的に業務に従事できるよう各種の対応を行う、健全な事業者である。そのような原告について不給付要件を適用し、給付を行わないことは、他の業種で、原告と同じように休業要請に従い、確定申告を行い、納税し、反社会的勢力とも関係せず、法令を遵守し、業務委託者と適切な契約を取り交わす、健全な事業者との間で不平等に取り扱うものである。少なくとも原告に適用する限りにおいて本件規程は違憲無効である。

5 小括

以上より、本件両除外規定は、憲法14条1項に違反し、また裁量権の逸脱濫用があり無効である。また、少なくとも原告に適用する限りにおいて本件両除外規定は無効である。

第3 各請求の趣旨について

1 主位的請求1について

主位的請求1は、被告国に対して、持続化給付金と家賃支援給付金の支払いを求めるとともに、本件両除外規定によって原告に生じた損害について国家賠償を求めるものである。

(1) 持続化給付金の支払請求権

ア 実体要件の充足

被告が定めた持続化給付金規程（以下本節において「規程」という。）は、4条の給付要件を満たし、かつ8条の不給付要件に該当しない者について、200万円を超えない範囲で、前縁同月比で事業収入が50%以上減少した月（対象月）の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入から対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いた金額を給付する旨を定めている。なお、8条1項が定める不給付要件のうち、同項3号は、上記第2において主張したとおり違憲無効であり、あるいは原告に適用される限度において違憲無効であり、または裁量権の逸脱濫用として違法無効であって、本件においては適用がない。

また、原告は、これまでに持続化給付金の給付通知を受け取ったことはなく、また規程8条の2号および4号ないし6号のいずれにも該当しない。したがって、原告は、規程8条が定める不給付要件に該当しない。

イ 手続要件の充足

規程は、持続化給付金の給付手続として、2020年5月1日から2021年1月15日までの申請期間内に事務局に対し申請するものとし、その際には規程6条3項が定める基本情報と同条4項が定める証拠書類等を事務局に提出すること、規程7条各号が定める事項を宣誓することを定めている（規程6条、7条）。

原告は、2020年9月8日、持続化給付金の給付を事務局に対して申請し（甲18の1、18の2）、また、同年9月9日、規程6条3項が定める基本情報、同条4項が定める証拠書類等と、規程7条が定める事項を遵守する旨を記載した誓約書を、別便にて事務局に提出した（甲20）。

したがって、原告は、持続化給付金の給付に必要な手続要件を満たしている。

ウ 持続化給付金支払請求権の発生

上記のとおり、原告は、持続化給付金の給付にあたっての実体要件を満たしており、給付金の金額は200万円であり、また手続要件も満たしている。そして、原告は上記のとおり持続化給付金の申請を行ったから、原告と被告国との間には、規程9条1項に基づき持続化給付金の支払いに係る贈与契約が成立した。

持続化給付金の給付額は、長官が決定するものとされており、本件においては、長官は、いまだ原告の給付額について決定を行っていない。しかし、持続化給付金は、規程上、支給要件を満たし不給付要件を満たさないすべての申請者に対して一律に支給するものとされており、また支給額についても、規程5条がその計算方法を定めており、支給の可否および支給額について長官は何らの裁量も与えられていない。したがって、本件において長官が不給付決定を行うこと、あるいは支給額を200万円以外と決定することは許されず、本件申請の審査に必要な相当期間が経過した時点で、規程5条に基づく金額すなわち200万円を給付額とする長官の決定があったものと信義則上擬制される。

持続化給付金事務局（被告デロイトトーマツ）は、持続化給付金のリーフレット（甲 27）において、申請から持続化給付金の振込および給付通知書の発送までの標準的期間が 2 週間である旨明らかにしている。したがって、上記の審査に必要な相当期間は 2 週間であり、原告は 2020 年 9 月 8 日に申請を行い、規程 6 条 3 項が定める基本情報、同条 4 項が定める証拠書類等と、規程 7 条が定める事項を遵守する旨を記載した誓約書は同月 10 日には到達したのであるから、遅くとも同月 24 日までには上記長官の決定が擬制される。また規程 9 条 2 項 5 号は、長官による決定後速やかに振り込む旨を定めているから、遅くとも同月 30 日までには原告に対する振込がなされなければならない、同日が持続化給付金支払いの履行期限となる。

したがって、原告は、被告国に対し、持続化給付金に係る贈与契約に基づき、給付金 200 万円およびその履行期（2020 年 9 月 30 日）の後の日である 2020 年 10 月 31 日から支払済みまで年 3 分の割合による遅延損害金の支払を求める権利を有する。

なお、規程は、持続化給付金の支給方法について、申請者と事務局との間で受領委任契約を締結し、長官（被告国）が事務局に対して概算払いを行い、事務局が決定額全額を申請者の銀行口座に振り込む旨を定めている（9 条 2 項）。しかし、これは審査業務の委託を受けた事務局において申請者に支払う方式によることが迅速であることから採用された手続上の手法に過ぎず、被告国が申請者との贈与契約に基づき直接支払を行うことを妨げるものではない。

（2）家賃支援給付金の支払請求権

ア 実体要件の充足

被告が定めた家賃支援給付金規程（以下本節において「規程」という。）は、4 条の給付要件を満たし、かつ 9 条の不給付要件に該当しない者について、5 条が定める基準額に基づき 6 条で定める給付額を給付する旨を定めている。なお、9 条 1 項が定める不給付要件のうち、同項 3 号は、上記第 2 において主張したとおり、違憲無効であり、あるいは原告に適用される限度において違憲無効で

あり、または裁量権の逸脱濫用として違法無効であって、本件においては適用がない。

また、原告は、これまでに家賃支援給付金の給付通知を受け取ったことはなく、また9条の2号および4号ないし6号のいずれにも該当しない。したがって、原告は、9条が定める不給付要件に該当しない。

イ 手続要件の充足

家賃支援給付金規程は、家賃支援給付金の給付手続として、2020年7月14日から2021年1月15日までの申請期間内に、事務局に対し申請するものとし、その際には7条3項が定める基本情報と同条4項が定める提出書類等を事務局に提出すること、8条各号が定める事項を宣誓することを定めている（7条、8条）。

原告は、2020年9月8日、家賃支援給付金の給付を事務局に対して申請し（甲19の1、19の2）、また、2020年9月9日、原告は、7条3項が定める基本情報、同条4項が定める提出書類等と、8条各号が定める事項を遵守する旨を記載した誓約書を、別便にて事務局に提出した（甲20）。

したがって、原告は、家賃支援給付金の給付に必要な手続要件を満たしている。

ウ 家賃支援給付金支払請求権の発生

上記のとおり、原告は、家賃支援給付金の給付にあたっての実体要件を満たしており、給付金の金額は96万8000円であり、また手続要件も満たしている。そして、原告は上記のとおり家賃支援給付金の申請を行ったから、原告と被告国との間には、家賃支援給付金の支払いにかかる贈与契約が成立した（10条1項）。

家賃支援給付金の給付額は、長官が決定するものとされており（同項）、本件においては、長官は、いまだ原告の給付額について決定を行っていない。しかし、家賃支援給付金は、規程上、支給要件を満たし不給付要件を満たさないすべての申請者に対して一律に支給するものとされており、また支給額についても、5条および6条がその計算方法を定めており、支給の可否および支給額について長官は何らの裁量も与えられていない。したがって、本件において長官が不給付決定を行うこと、あるいは支給額を96万8000円以外と決定することは許されず、本件申請の審査に必要な相当期間が経過した時点で、規程5条および6条に基づく金額すなわち96万8000円を給付額とする長官の決定があったものと信義則上擬制される。

上記の審査に必要な相当期間は、持続化給付金の標準的審査期間が2週間であることを踏まえれば、1か月を超えることはない。原告は、2020年9月8日に申請を行い、7条3項が定める基本情報、同条4項が定める証拠書類等と、8条各号が定める事項を遵守する旨を記載した誓約書は同月10日には到達したのであるから、遅くとも同年10月10日までは上記長官の決定が擬制され、また10条3項5号は、長官による決定後速やかに振り込む旨を定めているから、遅くとも同30日までは原告に対する振込がなされなければならない、同日が持続化給付金支払いの履行期限となる。

したがって、原告は、被告国に対し、家賃支援給付金にかかる贈与契約に基づき、給付金96万8000円およびその履行期の後の日である2020年10月31日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金の支払を求める権利を有する。

なお、規程が家賃支援給付金の支給方法について、事務局を経由する方法を採っていることは持続化給付金と同様であるところ、この仕組みは、上記（1）

ウ記載のとおり、被告国が申請者との贈与契約に基づき直接支払を行うことを妨げるものではない。

(3) 国家賠償請求

ア 違法性

これまで述べたとおり、本件両除外規定（持続化給付金規程 8 条 1 項 3 号及び家賃支援給付金規程 9 条 1 項 3 号）は、違憲無効であり、あるいは原告に適用される限度において違憲無効であり、または行政庁に付された裁量権の逸脱濫用にあたり違法無効である。

したがって、本件両除外規定を策定し、及び本件両除外規定に基づき本件取り扱いをした国の行為は、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法である。

イ 過失

被告は、「社会通念上、公的資金による支援対象とすることに国民の理解が得られにくいのではないかということで、災害対応も含めてこれまで一貫して公的な金融支援や国の補助制度の対象外としてきたことを踏襲して、今回の持続化給付金でも対象外とし」た（甲 22）という、単なる前例踏襲の根拠なき決めつけにより、スティグマを助長する本件両除外規定を定めており、持続化給付金及び家賃支援給付金制度を定めるにあたり平等原則に違反してはならないことを考慮せず、前記第 2 の 3(2)の要考慮事項についての調査を漫然と怠っていることから、このような杜撰な不給付要件の定め方等について過失が認められるというべきである。

ウ 損害及び因果関係

被告が、性風俗関連特殊営業について、「社会通念上、公的資金による支援対象とすることに国民の理解が得られにくい」と根拠なく決めつけて持続化給付金及び家賃支援給付金の対象外としたことにより、新型コロナウイルス感染拡大といった 100 年に一度のパンデミック下でも支援する価値のない業種であ

るとの偏見が世間一般に流布され、同営業を営む事業者である原告に対する職業差別を助長した。

これにより原告が被った無形損害は100万円を下らない。

さらに、本件は憲法違反を主張する訴訟であり、原告は弁護士である原告代理人らに委任して提訴せざるを得なかった。かかる提訴等に必要となった弁護士費用のうち50万円は被告の行為と相当因果関係のある損害である。

エ 小括

したがって、原告は、被告国に対し、国家賠償法1条1項に基づき、150万円およびこれに対する本訴状送達の日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

(4) 小括

以上より、原告は、被告国に対し、持続化給付金にかかる贈与契約に基づき金200万円及びこれに対する令和2年10月31日から支払い済みまで年3分の遅延損害金の支払いを、家賃支援金給付金にかかる贈与契約に基づき金96万8000円及びこれに対する令和2年10月31日から支払い済みまで年3分の損害遅延金の支払いを、国家賠償法1条1項に基づき金150万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払い済みまで年3分の遅延損害金の支払いをそれぞれ求める。

2 主位的請求2について

主位的請求2は、持続化給付金および家賃支援請求金について、仮に被告国に対する支払い請求が認められない場合に、被告デロイトトーマツに対し持続化給付金200万円の、被告リクルートに対し家賃支援給付金96万8000円の支払いを、それぞれ求めるものである。

持続化給付金規程は、給付金の給付について、申請者が、事務局（被告デロイトトーマツ）との間で、給付金を申請者の代理で受領し、給付決定額全額を申請者に支払う旨の受領委任契約を締結し、事務局が、受領委任契約に基づき、

給付決定額全額を申請者の銀行口座に振り込む旨を定める(規程9条2項1号、5号)。

上記規程によれば、持続化給付金の申請行為には、事務局との間での受領委任契約に係る承諾の意思表示が含まれると解されるところ、原告は、上記のとおり、2020年9月8日、持続化給付金の申請を事務局に対して行ったから、同申請が到達した同月9日、事務局との間で、受領委任契約が成立した。

上記1(1)ウ記載のとおり、原告による持続化給付金の申請により、被告国と原告との間では贈与契約が成立し、また2020年9月24日までに、原告の持続化給付金の金額を200万円とする旨の長官の決定が信義則上擬制される。したがって、被告国と原告との間の贈与契約および被告デロイトトーマツと原告との間の受領委任契約に基づき、原告は、被告デロイトトーマツに対し、持続化給付金200万円およびこれに対するその履行期の後の日である2020年10月31日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金の支払いを求める権利を有する。

また、家賃支援給付金についても、同様に、原告は、家賃支援給付金の事務局である被告リクルートに対し、被告国と原告との間の贈与契約および被告リクルートと原告との間の受領委任契約に基づき、家賃支援給付金96万8000円およびこれに対するその履行期の後の日である2020年10月31日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金の支払いを求める権利を有する。

なお、被告国に対する各請求と、被告デロイトトーマツおよび被告リクルートに対する主位的請求2との関係は単純併合であり、被告国に対する請求が認容されることを解除条件とする予備的併合ではない。

3 主位的請求1(1)に対する一次的予備的請求について

主位的請求1(1)に対する一次的予備的請求は、持続化給付金および家賃支援給付金について、被告国に対し、各規程に基づき給付金額の決定を求めるものである。

前記のとおり、各規程は、申請者による申請によって持続化給付金および家賃支援給付金にかかる贈与契約が成立すると定め、その金額は長官が定めるとしている。仮に、上記1および2記載のとおり長官による給付金額の決定の意

意思表示が信義則上擬制されないとしても、長官は、支給の可否および給付金額について裁量を有しておらず、申請から相当期間の経過後、給付金額を、持続化給付金について200万円、家賃支援給付金について96万8000円と決定すべき義務を負っている。

主位的請求1（1）に対する一次的予備的請求は、長官（被告国）による給付金額の決定の意思表示が擬制されない場合に備えて、長官（被告国）による給付金額決定の意思表示を請求するものである。

4 主位的請求1（1）に対する二次的予備的請求について

主位的請求1（1）に対する二次的予備的請求は、持続化給付金および家賃支援請求金について、原告が被告国との間で贈与契約上の地位があることの確認を求めるものである。

主位的請求1（1）から主位的請求1（1）に対する一次的予備的請求は、いずれも、長官による意思表示の義務があることを前提とするものである。他方、持続化給付金規程9条柱書および同条2項4号ならびに家賃支援給付金10条柱書および同条3項3号は、長官による給付金額の決定に先立って事務局による審査が行われることを前提としているところ、これら審査は本訴状提出の段階では行われておらず、また本件両除外規定の存在により、両事務局は、持続化給付金規程8条2項および家賃支援給付金9条2項が定める不給付通知を行うことが想定され、これらの規定から、長官に各給付金の給付額を決定する義務は発生していないと解される可能性がある。

主位的請求1（1）に対する二次的予備的請求は、裁判所にかかる解釈を採った場合に備え、原告が、被告国との間で、各規定に基づく贈与契約上の地位にあること確認を求めものである。

本請求は確認の訴えである。確認の訴えは、①確認訴訟を選択するのが適切であり、②確認の対象の選択が適切であり、③即時確定の利益（紛争の成熟性）が備わるときに認められる。本請求はいずれも満たす。

①本請求を選択することは適切である。仮に、贈与契約ないし受領委託契約の不成立や長官の決定義務の発生原因の欠如から、贈与契約に基づく支払い請求や長官に対する給付金額決定請求ができないのであれば、それ以外に有効な

給付請求は存在せず、紛争の抜本的解決のために確認請求を選択することが必要かつ適切である。

②本請求の確認の対象は、原告が実際に行った申請に基づき、原告に各給付金規程上の贈与契約上の地位があることの確認を求めるものである。原告と被告国との間の紛争の実質は、原告の申請が本件両除外規定に基づき認められな
いか、あるいは本件両除外規定は無効であり原告の申請は認められるかにある
ところ、各規程は、支給要件を満たす申請者については、申請によって贈与契
約が成立するとしており、他方不給付要件に該当する申請については、事務局
が不給付通知を送付することとされており、贈与契約は成立しないものとされ
ている。したがって、各申請に基づく各贈与契約上の地位の有無を確認するこ
とにより、原告と被告国との間の紛争は抜本的に解決するのであって、②確認
の対象は適切であり、本請求には③即時確定の利益も認められる。

5 主位的請求 1 (1) に対する三次的予備的請求について

主位的請求 1 (1) に対する三次的予備的請求は、持続化給付金および家賃
支援請求金について、原告が、本件両除外規定があることを理由として不給付
とされない地位にあることの確認を求めるものである。これまで述べたとおり、
各給付金規程における贈与契約の成立要件及び長官による給付金額の決定義務
の有無については解釈の余地がある。また、両規程に関して、本件両除外規定
以外の他の規定に関する形式的な不備等により給付等を受けられない可能性も
ある。これらの事情により、主位的請求 1 (1)、主位的請求 1 (1) に対する
一次的予備的請求及び主位的請求 1 (1) に対する二次的予備的請求が棄却さ
れた場合に備えて、主位的請求 1 (1) に対する三次的予備的請求として、原
告が事務局の審査において本件両除外規定を理由として不給付とされない地位
にあることの確認を求める。

本請求は確認の訴えである。本請求についても 3 つの要件をいずれも満たす。

①本請求を選択することは適切である。仮に贈与契約の成立要件に関する解
釈の違いによって主位的請求 1 (1) ないし主位的請求 1 (1) に対する二次的
予備的請求が認められない場合には、紛争の抜本的解決のために、紛争の根幹
となる本件両除外規定によって不給付とされないことの確認を求めるほかなく、

これが認められると後日形式的な不備を訂正して申請することにより給付を受けられることとなる。この請求を選択することは必要かつ適切である。

②確認の対象は、原告が実際に行った申請に関し、無効である本件両除外規定を理由に不給付とすることが許されないことの確認を求めるものであり、確認の対象は適切に選択されている。

③形式的に本件両除外規定があることにより、原告が両給付金の給付を受けられるかにつき紛争が生じている。紛争は成熟しており即時確定の利益がある。

第4 結語

哲学者ミシェル・フーコーは、性をめぐる状況について次のように述べる（ミシェル・フーコー（渡辺守章訳）『性の歴史I—知への意思』（新潮社）10—11頁）。

性（セックス：性器とその機能、性本能）のまわりで人は口を閉ざす。夫婦が、正当にしてかつ子孫生産係りであるものとして君臨する。それは、自分こそモデルであると主張し、規範を尊重させ、真理を独占し、語る権利を保有するが、それは秘密の原則を自分のためにとっておくことによってだ。社会空間においても、各家庭の内部においても、承認された性現象の唯一の場は、有用かつ清算的なもの、すなわち両親の寝室である。それ以外は、もはや消え去るほかはない。

生殖へと定められ、あるいは生殖によって価値あるものに変化させられていないようなものは、無宿・無法の輩であり、当然のことながら言葉ももたない。追放され、否認され、沈黙を課せられたものだ。そういうものは存在しないだけでなく、存在してはならないのであり、行動にせよ言葉にせよ、そういうものがちらとでも姿を見せるや、直ちに人はそれを消滅させるだろう。

これが抑圧というものの特性のはずであり、つまり抑圧を、単に刑罰の法が支えている禁止事項と区別するものなのだ。抑圧は、確かに消滅すべしという断罪として機能するが、しかし同時に沈黙の強要、存在しないことの確認、従って、そういうことすべてについては何も言うことはないし、何も見ることはなく、知るべきこともないという証明でもある。

政府が本件両除外規定の理由とする「社会通念」や「国民の理解」は、フーコーが述べるところの一夫一婦制を基盤とした性道徳を意味するのかもしれない。そして、政府の「性風俗関連特殊営業」事業者への対応は、まさに“抑圧”

である。政府による抑圧の歴史は、たしかに国民を沈黙させてきた。そこに差別が存在することに私たちは無自覚だった。

COVID-19 の流行で国内外が未曾有の危機に直面する中、国民の生命を守るためにさまざまな権利や自由に対する制約を受け入れざるを得なくなった。しかし、秩序や道徳を優先するがあまりに容易く憲法上の価値が減縮される場面が見られるようになり、現然たる職業差別が浮き彫りにもなった。司法の役割は、政府による抑圧に加担することではない。抑圧の歴史を終わらせることである。本質的に等しいものは等しく扱う。それによって、個人が尊重され、職業選択の自由が守られる。憲法の理念を実現することこそが、司法に求められている。

よって、

1 主位的請求1として、原告は、被告国に対し、(1) 持続化給付金にかかる贈与契約に基づき金200万円及びこれに対する令和2年10月31日から支払い済みまで年3分の遅延損害金の支払いを、家賃支援金給付金にかかる贈与契約に基づき金96万8000円及びこれに対する令和2年10月31日から支払い済みまで年3分の損害遅延金の支払いを、(2) 国家賠償法1条1項に基づき金150万円及びこれに対する本訴状送達の日の上日からの翌日から支払い済みまで年3分の遅延損害金の支払いを

2 主位的請求2として、(1) 原告は、被告デロイトトーマツに対し、持続化給付金にかかる贈与契約及び受領委任契約に基づき金200万円及びこれに対する令和2年10月31日から支払い済みまで年3分の遅延損害金の支払いを、(1) 原告は、被告リクルートに対し、家賃支援金給付金にかかる贈与契約及び受領委任契約に基づき金96万8000円及びこれに対する令和2年10月31日から支払い済みまで年3分の損害遅延金の支払いを

3 主位的請求1(1)に対する一次的予備的請求として、原告は、被告国に対し、(1) 原告が令和2年9月8日付でした持続化給付金の給付にかかる申請に対し、給付金額を金200万円と決定することを、(2) 原告が令和2年

9月8日付でした家賃支援金給付金の給付にかかる申請に対し、給付金額を金96万8000円と決定することを

4 主位的請求1(1)に対する二次的予備的請求として、原告は、被告国に対し、(1)原告が被告国との間で、原告が令和2年9月8日付でした持続化給付金の給付にかかる申請に基づき、同年10月末日までに金200万円の持続化給付金の給付を受けることができる贈与契約上の地位を有することの確認を、(2)原告が被告国との間で、原告が令和2年9月8日付でした家賃支援給付金の給付にかかる申請に基づき、同年10月末日までに金96万8000円の家賃支援給付金の給付を受けることができる贈与契約上の地位を有することの確認を

5 主位的請求1(1)に対する三次的予備的請求として、(1)原告が令和2年9月8日付でした持続化給付金の給付にかかる申請について、原告が別紙1の持続化給付金給付規程(中小法人等向け)8条1項3号により不給付とされない地位にあることの確認を、(2)原告が令和2年9月8日付でした家賃支援金給付金の給付にかかる申請について、原告が別紙2の家賃支援給付金給付規程(中小法人等向け)9条1項3号により不給付とされない地位にあることの確認を

それぞれ求める。

以上

証拠方法

証拠説明書記載のとおり

附属書類

- | | | |
|---|--------|-----|
| 1 | 訴状副本 | 3通 |
| 2 | 甲号証拠写し | 各4通 |
| 3 | 証拠説明書 | 4通 |
| 4 | 資格証明書 | 各1通 |
| 5 | 訴訟委任状 | 1通 |

持続化給付金給付規程（中小法人等向け）

（通則）

第 1 条 持続化給付金（以下「給付金」という。）の給付については、この規程に定めるところによる。

（趣旨・目的）

第 2 条 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴うインバウンドの急減や営業自粛等により、特に大きな影響を受けている中堅企業、中小企業その他の法人等（以下「中小法人等」という。）及びフリーランスを含む個人事業者（以下「個人事業者等」という。）に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付することを目的とする。

（事務局の設置）

第 3 条 中小企業庁は、前条の目的を達成するため、持続化給付金事務局（以下「事務局」という。）を設置し、給付に必要な事務を事務局が行う。

（給付対象者）

第 4 条 給付金の給付の申請を行う者（以下「申請者」という。）が、中小法人等の場合には、次の各号のいずれにも該当しなければならない。ただし、給付金の給付は同一の申請者に対して一度に限るものとする。

- 一 2020年4月1日時点において、次のイ又はロのうちいずれか一つの要件を満たす法人であること。
ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であること。
イ 資本金の額又は出資の総額¹が10億円未満であること
ロ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員²の数が2,000人以下であること
- 二 2019年以前から事業により事業収入（確定申告書（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第31号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。）別表1における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとする。）（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- 三 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること。対象月は、2020年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月のうち、ひと月を申請者が任意に選択する。なお、対象月の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として、地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金等の現金給付を除いて算出することができる。

2 第11条第3項第8号の規定に基づく特例を用いる場合にあっては、前項第2号及び第3号の規定はそれぞれ以下により読み替えるものとする。

- 一 2020年3月以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- 二 2020年4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2020年の法人を設立した日の属する月から3月の月平均（法人を設立した日の属する月も、操業日数に関わらず、1ヶ月とみなす。）の事業収入（2019年1月から12月の間に法人を設立した者であって、当該期間に事業収入を得ておらず、2020年1月から3月の間に事業収入を得ている場合は、2020年1月から3月の月平均の事業収入）に比べて事業収入が50%以上減少した月（以下「2020新規創業対象月」という。）が存在すること。2020新規創業対象月は、2020年4月から申請を行う日の属する月の前月の間で、ひと月を申請者が任意に選択する。なお、2020新規創業対象月の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金等の現金給付を除いて算出するものとする。

1 「基本金」を有する法人の場合は「基本金の額」、一般財団法人の場合は「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替える。

2 「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断。会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しない。）

(給付額)

第5条 給付金の給付額は、200万円を超えない範囲で、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入から対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いたものとする。

(給付申請)

第6条 給付金の申請期間は、令和2年5月1日から、令和3年1月15日までとする。

2 申請は、申請期間内に、事務局が定める方法により、事務局に対し行うものとする。当該方法を用いることが困難な申請者は、事務局が全国に設置する支援場所において、申請の支援を受けることができる。

3 申請者は、次に掲げる情報（以下「基本情報」という。）を事務局に提出すること。

- 一 法人番号
- 二 法人名
- 三 本店所在地
- 四 決算月
- 五 設立年月日
- 六 業種
- 七 資本金額又は出資の総額・常時使用する従業員数
- 八 代表者・担当者情報
- 九 代表者・担当者連絡先
- 十 対象月
- 十一 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の事業収入
- 十二 対象月の月間事業収入、2019年の対象月と同月の月間事業収入
- 十三 法人名義の振込先口座（法人の代表者名義の口座も可。以下同じ。）に関する情報

4 前項の申請にあたっては、次に掲げる書類等のデータ（以下「証拠書類等」という。）を事務局に提出すること。

- 一 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表1の控（收受日付印が押されていること。なお、e-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付すること。）及び法人事業概況説明書の控
- 二 対象月の月間事業収入がわかるもの（売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。）
- 三 法人名義の振込先口座の通帳の写
- 四 その他事務局が必要と認める書類

(宣誓事項)

第7条 次の各号のいずれにも宣誓した者でなければ、給付金を給付しない。

- 一 第4条の要件を満たしていること
- 二 前条第3項の基本情報及び第4項の証拠書類等（以下「基本情報等」という。）に虚偽のないこと
- 三 次条の不給付要件に該当しないこと
- 四 事務局及び中小企業庁長官（以下「長官」という。）の委任した者が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること
- 五 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない給付金を受け、又は受けようとするをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、第10条の規定に従い給付金の返還等を行うこと
- 六 別紙で定める暴力団排除に関する誓約事項
- 七 本規程に従うこと

(不給付要件)

第8条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給付金を給付しない。

- 一 次条第2項第5号の給付通知を受け取った者
- 二 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
- 三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- 四 政治団体
- 五 宗教上の組織若しくは団体

- 六 前各号に掲げる者の他、本給付金の趣旨・目的に照らして適当でないとして長官が判断する者
- 2 上記各号のいずれかに該当する者に対しては、不給付通知を事務局から送付する。

(給付金の給付)

第9条 給付金は、国の持続化給付金事業の予算額の範囲内で給付を行うものであり、国の持続化給付金事業の予算額の範囲内に限り、申請者からの申請で成立し、事務局の審査を経て長官が給付額を決定する贈与契約である。

- 2 給付金の給付は事務局を通じ、次の各号により行う。
- 一 申請者は、事務局との間で、給付金を申請者の代理で受領し、給付決定額全額を申請者に支払う旨の受領委任契約を締結する。
 - 二 長官は、申請者と受領委任契約を締結した事務局に対して給付金を支払う。
 - 三 長官は、給付金の支払いにあたり、申請者と受領委任契約を締結した事務局に対して概算払を行う。そのため、事務局は、申請者から申請を受けた件数等及び振込先の金融機関名等の情報を長官に様式1により報告する。その際、申請者の代理で受領する旨もあわせて報告する。
 - 四 長官は、事務局による申請内容の適格性等の確認を踏まえ、申請者に対する給付金額を決定する。
 - 五 事務局は、受領委任契約に基づき、給付決定額全額を申請者の銀行口座に速やかに振り込む。あわせて、給付通知を申請者に対して送付する。
 - 六 事務局は、概算払の精算として、申請者への支払に要しなかった金額等を様式2により長官に報告の上、返還等する。
- 3 事務局は、前項の経理を行うにあたっては、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに、事務事業の完了の日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(給付金に係る不正受給等への対応)

第10条 申請者の申請が給付要件を満たさないこと又は不給付要件に該当することが疑われる場合は、長官は、事務局を通じ、次の各号の対応を行う。

- 一 提出された基本情報等について審査を行い不審な点がみられる場合等に調査を開始する。申請者等の関係者に対する、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査については、事務局及び長官が委任した者において行うことを原則とし、これらの調査を行った後、当該関係者に対する対処を決定する。なお、既に給付した給付金について調査を行う場合も同様とする。
 - 二 事務局は、調査の結果、申請者の申請が給付要件を満たさないこと又は不給付要件に該当することが判明した場合には、その旨を長官に報告する。長官は、当該申請者との間の贈与契約を解除し、事務局は、長官の指示に従い、当該申請者に対し、給付金に係る長官との間の贈与契約を解除し、給付金の返還に係る通知を行う。
- 2 給付金の不正受給に該当することが疑われる場合は、長官は、事務局を通じ、前項の対応に加え、次の各号の対応を行う。
- 一 不正受給を行った申請者は、前項第2号の給付金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額を支払う義務を負い、事務局は当該申請者に対し、これらの金員を請求する旨の通知を行う。
 - 二 不正受給が発覚した場合には、事務局は原則として申請者の法人名等の公表を行う。
 - 三 事務局は、不正の内容により、不正に給付金を受給した申請者を告発する。
- 3 事務局は、申請者から返還を受けた給付金を、申請者に代わって遅滞なく長官に返還する。
- 4 給付金は、事務局の審査を経て長官が給付額を決定する贈与契約であり、原則として民法（明治29年法律第89号）が適用され、贈与契約の解除、給付決定の取消しについては、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）上の不服申立ての対象とならないが、不正受給による不給付決定又は贈与契約の解除に対し、申請者等から不服の申出があった場合は、適宜再調査を行うなど、必要な対応を図る。

(証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例)

第11条 申請日が、その属する事業年度の直前の事業年度の確定申告の申告期限内であり、又は申告期限が延長されており、かつ当該確定申告を完了していない場合には、第6条第4項の証拠書類等について、対象月の属する事業年度の2事業年度前の確定申告書類で代替し、第5条に規定する給付額について、2事業年度前の年間事業収入で給付額の算定を行うことができる。また、その他相当の事由により提出できないものと事務局が認めるときは、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した又は申告予定の月次の事業収入額を証明できる書類であって、税理士による押印及び署名がなされたもので代替することができる。

- 2 法人名が変更された場合（対象月の属する事業年度に合併により法人名が変更された場合を除く。）には、法人番号に変更がないときは同一の法人とみなし、法人番号に変更があるときは別法人とみなす。

3 第5条に規定する給付額について、次の各号のいずれかに該当する申請者は、代替措置として、別表に定める証拠書類等を提出することで、別表の算定式及び基本情報を用いて給付額の算定を行うことができるものとする。ただし、この場合においても給付額は200万円を超えないものとする。なお、第7号の場合、審査に時間を要する可能性があり、その他の場合に比べて給付までに時間を要する場合がある。

一 2019年1月から12月の間に設立した法人である場合

二 月あたりの事業収入の変動が大きい場合

三 事業収入を比較する2つの月の間に合併を行っている場合

四 連結納税を行っている場合

五 2018年又は2019年に発行された罹災証明書等³を有する場合

六 事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した場合

七 特定非営利活動法人及び公益法人等（法人税法別表第2に規定する公益法人等に該当する法人）の場合

八 2020年1月から3月の間に設立した法人である場合（2019年1月から12月の間に法人を設立し、当該期間に事業収入を得ておらず、2020年1月から3月の間に事業収入を得ている場合を含む。）

（その他）

第12条 本規程による申請に伴い提出された連絡先等に、今後、経済産業省から各種支援策等の通知を行うことがある。

³ 自社の事業用資産が損壊等の被害を受けたことを行政機関が証した公的証明（例：罹災証明書・被災証明書等）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、給付金の給付の申請から、給付金の受給後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上

別表

項	証拠書類等の特例	算定式及び基本情報の特例
<p>一 2019年1月から12月の間に設立した法人である場合</p>	<p>2019年1月から12月までの間に法人を設立した場合であって、対象月の月間事業収入が、2019年の月平均の事業収入に比べて50%以上減少している場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>一 第6条第4項で定める証拠書類等（2019年中に複数の事業年度が存在する場合には、2019年中の全ての事業に係るものを提出すること。）</p> <p>二 履歴事項全部証明書（法人の設立年月日が2019年1月1日から12月31日までの間であること。）</p>	<p>$A \div M \times 12 - B \times 12$</p> <p>A：2019年の年間事業収入 M：2019年の設立後月数（法人を設立した日の属する月も、操業日数に関わらず、1ヶ月とみなす。） B：対象月の月間事業収入</p>
<p>二 月あたりの事業収入の変動が大きい場合</p>	<p>少なくとも2020年の任意の1ヵ月を含む連続した3ヶ月（以下「対象期間」という。）の事業収入の合計が、前年同期の3ヵ月（以下「基準期間」という。）の事業収入の合計と比べて50%以上減少している場合であって、基準期間の事業収入の合計が、基準期間の属する事業年度の年間事業収入の50%以上に相当する場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。ただし、基準期間が複数の事業年度にまたがる場合は、基準期間の事業収入の合計が基準期間の終了月の属する事業年度の年間事業収入の50%以上に相当していなければならない。なお、対象期間の終了月は2020年12月以前とする。また、法人事業概況説明書に月次の事業収入が記載されていない場合、本特例を用いることができない。</p> <p>一 第6条第4項で定める証拠書類等（基準期間が複数の事業年度にまたがる場合には、第6条第4項第1号の証拠書類等について、当該期間の全ての期間の分を月間事業収入がわかる形で提出すること。また、対象期間が複数の事業年度にまたがる場合には、第6条第4項第2号の証拠書類等について、当該期間の全ての期間の分を提出すること。）</p>	<p>$A - B$</p> <p>A：基準期間の事業収入の合計 B：対象期間の事業収入の合計</p>

<p>三 事業収入を比較する2つの月の間に合併を行っている場合</p>	<p>事業収入を比較する2つの月の間に合併を行った場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。ただし、2019年以前に合併を行った法人はこの特例を適用できず、2019年1月から12月の間に合併した法人は、第11条第3項第1号の特例を適用することを可能とする。</p> <p>一 第6条第4項で定める証拠書類（第6条第4項第1号については合併前の各法人に係るものであり、2019年中に複数の事業年度が存在する場合には、2019年中の全ての月間事業収入がわかるものとする。また、第6条第4項第2号から第4号までについては合併後の法人に係るものとする。）</p> <p>二 履歴事項全部証明書（合併年月日が事業収入を比較する2つの月の間であること。）</p>	<p>$A - B \times 12$</p> <p>A：合併前の各法人の2019年の年間事業収入の合計</p> <p>B：合併後の法人の対象月の月間事業収入</p>
<p>四 連結納税を行っている場合</p>	<p>連結納税を行っている法人は、個別法人ごとに、第4条に規定する要件を満たす場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。なお、この特例は、第11条で定める他の特例と併用することができる。</p> <p>一 第6条第4項で定める証拠書類等（確定申告書別表1の控については、連結法人税の個別帰属額等の届出書で代替するものとする。）</p>	<p>$A - B \times 12$</p> <p>A：対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入</p> <p>B：対象月の月間事業収入</p>
<p>五 2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する場合</p>	<p>2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する法人の場合、次の証拠書類等の特例及び右の計算定式及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>一 第6条第4項で定める証拠書類等（第6条第4項第1号については、罹災証明書を受けた日の属する事業年度の直前の事業年度に係るもの。）</p> <p>二 罹災証明書等（2018年又は2019年に発行されたものに限る。）</p>	<p>$A - B \times 12$</p> <p>A：罹災証明書を受けた日の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入</p> <p>B：対象月の月間事業収入</p>
<p>六 事業収入を比較する2つの月の間</p>	<p>申請者は法人であるが、事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化したため、証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合、次の証拠書類等の特例及</p>	<p>$A - B \times 12$</p> <p>ただし、給付額の上限額については、法人の設立年月日が2020年4月1日までである場合には200万円を上限とし、2020年</p>

<p>に個人事業 者から 法人化し た場合</p>	<p>び右の算定式及び基本情報の特例によること ができる。ただし、2019年以前に法人化 した法人はこの特例を適用できず、2019 年1月から12月の間に法人化した法人は、 第11条第3項第1号の特例を適用すること を可能とする。</p> <p>一 第6条第4項で定める証拠書類等（第6 条第4項第1号については、2019年分 の法人化前の個人事業者に係るものとし、 第6条第4項第2号から第4号までについ ては、法人化後の法人に係るものとする。）</p> <p>二 法人設立届出書（法人税法第148条） 又は個人事業の開業・廃業等届出書（所得 税法（昭和40年法律第33号）第229 条）（法人設立届書の場合は、法人設立届書 の「設立の形態」欄において、「1 個人企 業を法人組織とした法人である場合」を選 択しており、「整理番号：」に個人の確定申 告に番号を記載していること。個人事業の 開業・廃業等届出書の場合は、「廃業の事由 が法人の設立に伴うものである場合」欄に 記載があり、その法人名・代表者名が申請 内容と一致していること。）</p> <p>三 履歴事項全部証明書（法人の設立年月日 が事業収入を比較する2つの月の間である こと。）</p>	<p>4月2日以降の場合には100万円を上限と する。</p> <p>A：2019年の法人化前の個人事業者の事 業収入 B：対象月における法人化後の法人の月間事 業収入</p>
<p>七 特定非 営利活動 法人及び 公益法人 等（法人 税法別表 第2に規 定する公 益法人等 に該当す る法人） の場合</p>	<p>申請者が特定非営利活動法人、公益法人等 である場合、次の証拠書類等の特例及び右の算 定式及び基本情報の特例によることができ る。ただし、月次の収入を確認できない場合 は、対象月の属する事業年度の直前の事業年 度の月平均の年間収入と対象月の月間収入を 比較することとする。</p> <p>一 対象月の属する事業年度の直前の事業年 度の年間収入がわかるもの（例えば、学校 法人においては事業活動収支計算書、社会 福祉法人においては事業活動計算書、公益 財団法人・公益社団法人であれば正味財産 増減計算書等の根拠法令等において作成が 義務づけられている書類であり、収入がわ かるもの又はこれに類するもの。）</p>	<p>$A - B \times 12$</p> <p>A：対象月の属する事業年度の直前の事業年 度の年間収入 B：対象月の月間収入 ただし、A及びBの収入については、寄付 金、補助金、助成金、金利等による収入等、 株式会社等で営業外収益にあたる金額を除 き、法人の事業活動によって得られた収入 （国及び地方公共団体からの受託事業による 収入を含む。）のみを対象とする。</p>

	<p>二 対象月の月間収入がわかるもの（対象月の属する事業年度の年間収入がわかるものとして提出する書類の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。）</p> <p>三 法人名義の振込先口座の通帳の写</p> <p>四 履歴事項証明書又は根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類等</p> <p>五 その他事務局が必要と認める書類</p>	
<p>八 2020年1月から3月の間に設立した法人である場合（2019年1月から12月の間に法人を設立し、当該期間に事業による事業収入を得ておらず、2020年1月から3月の間に事業により事業収入を得ている場合を含む）</p>	<p>一 2020年1月から3月の間に法人を設立した場合であって、2020年4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2020年の法人を設立した日の属する月から3月の月平均の事業収入に比べて事業収入が50%以上減少した月が存在する場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>イ 様式3（2020年の法人を設立した日の属する月から2020新規創業対象月の間の事業収入が記載されており、税理士の確認を受けたものであること。）</p> <p>ロ 法人名義の振込先口座の通帳の写</p> <p>ハ 履歴事項全部証明書（法人の設立年月日が2020年1月1日から3月31日の間であること。）</p> <p>ニ その他事務局が必要と認める書類</p> <p>二 2019年1月から12月の間に法人を設立した者であって、当該期間に事業による事業収入を得ておらず、2020年1月から3月の間に事業により事業収入を得ている場合であって、2020年1月から3月の月平均の事業収入に比べて事業収入が</p>	<p>$A \div M \times 6 - B \times 6$</p> <p>A：2020年1月から3月の間の事業収入の合計</p> <p>M：法人を設立した日の属する月から2020年3月の間の設立後月数（法人を設立した日の属する月は、操業日数に関わらず、1ヶ月とみなす。ただし、2019年1月から12月の間に法人を設立し、2019年の事業収入が存在しないために本特例を用いる場合は、3とする。）</p> <p>B：2020新規創業対象月の月間事業収入</p>

	<p>50%以上減少した月が存在する場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。なお、この場合において、2019年の事業収入が存在しないことを基本情報として入力すること。</p> <p>イ 様式3（2020年1月から2020新規創業対象月の間の事業収入が記載されており、税理士の確認を受けたものであること。）</p> <p>ロ 法人名義の振込先口座の通帳の写</p> <p>ハ 履歴事項全部証明書（法人の設立年月日が2020年1月1日から3月31日の間であること。）</p> <p>ニ その他事務局が必要と認める書類</p>	
--	---	--

(様式1)

年 月 日

官署支出官

中小企業庁長官 殿

事務局 住所

氏名 法人にあつては名称

及び代表者の氏名 印

給付金に係る申請状況等報告書

持続化給付金給付規程第9条第2項第3号に基づき、上記給付金の申請状況等について下記のとおり報告するとともに、申請者を代理して給付金の支払を請求します。

なお、報告をした額については、概算払を請求します。

記

1. 請求件数、請求金額（算用数字を用いること。）

	請求件数	請求金額
中小法人等	件	円
個人事業者等	件	円
合計	件	円

2. 振込先金融機関名等

振込先金融機関名	
支店名	
預金の種別	
口座番号	
口座の名義人	

上記により概算で支払われた給付金については、申請者の代理で受領したものであり、事務局による申請内容の適格性等の確認を踏まえ、長官により決定された金額が、事務局から申請者に支払われる。

以上

(様式2)

年 月 日

官署支出官

中小企業庁長官 殿

事務局 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

給付金に係る申請状況等報告書

持続化給付金給付規程第9条第2項第6号に基づき、上記給付金の申請状況等について下記のとおり報告します。

なお、報告をした額については、同号に基づき国庫に返納することとします(※)。

記

- | | |
|---------------------------------|---|
| 1. 委任を受けた件数 | 件 |
| 2. 事務局が受給者に払い込んだ給付決定額 | 円 |
| 3. 長官から2. の受給者に対応する分として概算払を受けた額 | 円 |
| 4. 長官に返納すべき額(3. - 2.) | 円 |

※なお書き以降について、精算払請求をする場合には「報告をした額については、同号に基づき精算払を請求します。」と記載することとする。

以上

別紙 2

家賃支援給付金給付規程（中小法人等向け）

（通則）

第1条 家賃支援給付金（以下「給付金」という。）の中堅企業、中小企業その他の法人等（以下「中小法人等」という。）に対する給付については、この規程に定めるところによる。

（趣旨・目的）

第2条 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴い発出された緊急事態宣言の延長等により、売上げの急減に直面する中小法人等にとって土地又は建物の賃料等の負担が特に重くなっている現状に鑑み、これらの中小法人等に対し、事業の継続を下支えするための給付金を給付し、もって賃料等の円滑な支払に資することを目的とする。

（事務局の設置）

第3条 中小企業庁長官（以下「長官」という。）は、前条の目的を達成するため、家賃支援給付金事務局（以下「事務局」という。）を設置し、給付に必要な事務を事務局が行う。

（給付対象者）

第4条 国内の土地又は建物（その使用及び収益の形態に鑑みこれらに類するものを含む。以下同じ。）に関する賃貸借契約及びこれと類似する契約又は処分（以下「賃貸借契約等」という。）に基づき他人の所有する土地又は建物を使用及び収益する権利を有する者（以下「賃借人等」という。）として給付金の給付の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- 一 2020年4月1日時点において、次のイ又はロのうちいずれか一つの要件を満たす法人であること。
ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であること。
イ 資本金の額又は出資の総額¹が10億円未満であること。
ロ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員²の数が2,000人以下であること。
- 二 2019年12月31日以前から事業により事業収入（確定申告書（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第31号に規定する確定申告書をいう。以下同じ。）別表1における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとする。以下同じ。）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- 三 2020年5月1日から同年12月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、次の各号のいずれかに該当すること。
イ 2020年5月から申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月までの間に、事業収入が前年同月比で50%以上減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること。
ロ 2020年5月から申請日の属する月の前月までの間に、連続する3ヶ月の事業収入の合計が前年同期比で30%以上減少した期間（以下「対象期間」という。）が存在すること。
- 2 対象月又は対象期間が複数存在する場合において、申請者は、任意の1ヶ月を対象月とし、又は任意の連続する3ヶ月を対象期間として申請することができる。
- 3 第1項第3号の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として、国又は地方公共団体から事業継続を支援することを目的として支給される協力金等の現金給付を除いて算出することができる。

（基準額）

第5条 給付額の算定に用いる基準となる額（以下「基準額」という。）は、申請日の前1ヶ月以内に賃料等（賃貸借契約等に基づき自らの事業のために他人の所有する土地又は建物を直接占有する者が、当該土地又は建物を使用及び収益するために対価として支払う金銭（当該対価に係る租税を含む。）をいう。以下同じ。）として支払った額（申請者が複数月分の賃料等をまとめて支払っている場合には、当該申請日の直前の支払い（当該申請日の属する月分に相当する賃料等を含むものに限る。）で支払った当該賃料等の1月平均の

¹ 「基本金」を有する法人の場合は「基本金の額」、一般財団法人の場合は「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替える。

² 「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断する。会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しない。）

額)とする。ただし、当該支払った額が、2020年3月31日時点で有効な賃貸借契約等により1ヶ月分の賃料等として支払うこととされている額(当該賃貸借契約等において申請者が複数月分の賃料等をまとめて支払うこととされている場合には、当該賃料等の1月平均の賃料等)より高いときは、当該賃料等として支払うこととされている額とする。

- 2 前項の規定により基準額を算定する場合において、賃貸借契約等により月毎に変動する賃料等を含むときは、当該賃料等については、前項中「2020年3月31日時点で有効な賃貸借契約等により1ヶ月分の賃料等として支払うこととされている額」とあるのは、「2020年3月に賃料等として支払った額」と、「当該賃料等として支払うこととされている額」とあるのは「当該賃料等として支払った額」と読み替えるものとする。ただし、この場合において、複数月分の賃料等をまとめて支払うこととされているときは、当該賃料等については、「2020年3月に賃料等として支払った額」とあるのは「2020年3月分の賃料等として支払った額」とさらに読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定により基準額を算定する場合において、賃貸人その他の申請者に対して土地又は建物を使用及び収益させる義務を負う者(以下「賃貸人等」という。)と、申請者との関係が次の各号のいずれかである場合には、当該土地又は建物に係る賃料等は含めないこととする。
 - 一 賃貸人等が、申請者の代表取締役又は申請者と同じ者を代表取締役とする会社であるもの
 - 二 賃貸人等が申請者の親会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の2に規定する親会社等(自然人を含む。次号において同じ。)をいう。)又は子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。)であるもの
 - 三 賃貸人等が、申請者の代表取締役若しくは親会社等である自然人の配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族を代表取締役若しくは親会社等とする法人であるもの
 - 四 前各号に規定する関係に類するものその他給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと長官が判断するもの
- 4 第1項の規定により基準額を算定する場合において、法律上の原因なく又は違法に、使用及び収益している土地又は建物に係る賃料等は含めないこととする。

(給付額)

第6条 給付金の給付額は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額とする。

- 一 基準額の総額が75万円以下の場合 基準額の総額に3分の2を乗じて得た額に6を乗じて得た額
 - 二 基準額の総額が75万円より大きい場合 600万円を超えない範囲で、基準額の総額から75万円を差し引いて得た額を3で除し、それに50万円を加えた額に、6を乗じて得た額
- 2 前項の規定にかかわらず、申請者が、その申請に係る土地又は建物について、申請日の属する月以降6ヶ月の間のいずれかの月分の賃料等に充てるための現金給付を地方自治体から受けている又は受けることが決定している場合であって、当該給付の額に前項の規定により算定した額を加えた額(この項において「合計給付額」という。)が、基準額の総額に6を乗じた額(以下この項において「基準総額」という。)より大きいときは、合計給付額から基準総額を差し引いた額と同額を、前項の規定により算定した額から差し引いた額を、給付金の給付額とする。

(給付申請)

第7条 給付金の申請期間は、2020年7月14日から、2021年1月15日までとする。

- 2 申請は、申請期間内に、事務局が定める方法により、事務局に対し行うものとする。当該方法を用いることが困難な申請者は、事務局が全国に設置する支援場所において、申請の支援を受けることができる。
- 3 申請者は、申請を行うに当たっては、次に掲げる情報(以下「基本情報」という。)を事務局に提出するものとする。
 - 一 法人番号
 - 二 法人名
 - 三 本店所在地
 - 四 決算月
 - 五 設立年月日
 - 六 業種
 - 七 資本金額又は出資の総額・常時使用する従業員数
 - 八 代表者・担当者情報
 - 九 代表者・担当者連絡先
 - 十 対象月又は対象期間
 - 十一 2020年の対象月の月間事業収入及び2019年の同月の月間事業収入、又は2020年の対象期間の事業収入及び2019年の同期間の事業収入

十二 賃貸借契約等の情報

十三 賃貸借契約等に係る土地又は建物の情報

十四 法人名義の振込先口座（法人の代表者名義の口座も可。以下同じ。）に関する情報

十五 その他事務局が必要と認める情報

4 申請者は、申請を行うに当たっては、次に掲げる書類等のデータ（以下「提出書類等」という。）を事務局に提出するものとする。

一 対象月又は対象期間に含まれる各月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表1の控（收受日付印が押されていること。なお、e-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付すること。以下同じ。）及び法人事業概況説明書の控

二 対象月又は対象期間に含まれる各月の月間事業収入がわかるもの（売上台帳その他の当該対象月又は各月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類又は確定申告書別表1の控及び法人事業概況説明書の控を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、当該対象月又は各月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。）

三 賃貸借契約等の存在を証する書類（契約期間に2020年3月31日及び申請日が含まれるものに限る。）

四 申請日の前3ヶ月以内の期間において、3ヶ月分の賃料等を支払った事実（申請者が3ヶ月分より大きい額の賃料等をまとめて支払っている場合には、いずれかの時において、申請日の属する月並びにその前月及び前々月の賃料等を支払った事実）を確認できる銀行通帳の写し、振込明細書、領収書その他の書類。ただし、これらの書類のいずれも存在しない場合には、必要事項を記載した様式1（支払実績証明書）でこれに代えることができる。また、当該3ヶ月以内の期間において賃貸人から賃料等の支払いの免除若しくは猶予を受け、又は賃料等の支払いを滞納している場合には、別表第2第8号に規定する特例によるものとする。

五 次条の宣誓事項を誓約した様式2（誓約書）

六 法人名義の振込先口座の通帳の写

七 その他事務局が必要と認める書類

（宣誓事項）

第8条 次の各号のいずれにも宣誓した者でなければ、給付金を給付しない。

一 第4条第1項各号のいずれにも該当していること。特に、今後も事業を継続する意思があること。

二 賃貸借契約等に基づいて、他人の所有する土地又は建物を自ら営む事業のために直接占有し、使用及び収益をしていること。

三 基準額の算定に用いる賃料等に、自らと第5条第3項各号に規定する関係にある者が賃貸人等である土地又は建物に係る賃料等が含まれていないこと。

四 基準額の算定に用いる賃料等に、転貸を制限する事項に違反して自らに転借されていることを認識して取引等を行った土地又は建物に係る賃料等が含まれていないこと。

五 基準額の算定に用いる賃料等に、法律上の原因なく又は違法に使用及び収益している土地又は建物に係る賃料等が含まれていないこと。

六 前条第3項の基本情報及び第4項の提出書類等（以下「基本情報等」という。）に虚偽のないこと。

七 次条の不給付要件に該当しないこと。

八 事務局及び長官の委任した者が行う関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等に応じること。

九 給付金の申請及び給付に関する情報が、本事業の適切な執行その他の正当な理由がある場合において、警察その他の行政機関に共有される場合があることに同意すること。

十 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない給付金を受け、又は受けようとするをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、第12条第1項第3号の規定による通知に従い給付金の返還等を行うこと

十一 別紙1で定める暴力団排除に関する誓約事項を遵守すること。

十二 本規程に従うこと。

（不給付要件）

第9条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給付金を給付しない。

一 過去に既に次条第3項第4号の給付通知を受け取った者

二 国、法人税法別表第1に規定する公共法人

- 三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
 - 四 政治団体
 - 五 宗教上の組織若しくは団体
 - 六 前各号に掲げる者の他、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと長官が判断する者
- 2 前項各号のいずれかに該当する者に対しては、不給付通知を事務局から送付する。

（給付金の給付）

- 第10条 給付金の給付は、申請者からの申請で成立し、事務局の行う申請内容の適格性等を確認する審査（以下単に「審査」という。）を経て長官が給付額を決定する贈与契約である。
- 2 申請者が申請を行うことにより、申請者と事務局は別紙2を内容とする受領委任契約を締結するものとする。
- 3 給付金の給付は事務局を通じ、次の各号により行う。
- 一 長官は、申請者と受領委任契約を締結した事務局に対して給付金を支払う。
 - 二 長官は、給付金の支払いにあたり、申請者と受領委任契約を締結した事務局に対して概算払を行う。そのため、事務局は、申請者から申請を受けた件数、振込先の金融機関名等の情報を長官に様式3により報告する。その際、申請者を代理して給付金を受領する旨もあわせて報告する。
 - 三 長官は、事務局による審査を踏まえ、申請者に対する給付金額を決定する。
 - 四 事務局は、前項の受領委任契約に基づき、前号の規定により決定した給付金額の全額を申請者の振込先口座振り込む。あわせて、給付通知を申請者及び貸與人等又は貸與人等に代わって賃料等の受領を行う者に対して送付する。
 - 五 事務局は、概算払の精算として、申請者への支払いに要しなかった金額等を様式4により長官に報告の上、返還等する。
 - 六 長官が、事務局による審査を踏まえ、申請者に給付を行わない旨を決定した場合には、事務局は申請者に対し、その旨を通知する。
- 4 事務局は、前項の経理を行うにあたっては、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに、事務事業の完了の日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

（業界団体等によるガイドライン）

- 第11条 賃貸借契約でない契約又は処分によって使用及び収益が認められることが常態である土地又は建物（以下「特定土地等」という。）の所有、管理又は使用及び収益をする事業者の団体、行政機関その他の広く特定土地等の使用及び収益の形態の実情に通じている者（以下この条において「業界団体等」という。）は、第5条第1項の規定による基準額の算定において、特定土地等の賃料等を含むことができる旨及びその場合の基準額の算定の方法、同項の要件に該当することを立証する方法等を説明するガイドラインを作成し、当該ガイドラインが次項各号のいずれにも該当する旨を説明する資料（賃貸借契約等を証する書類の例、当該業界団体等の概要を説明する資料その他の説明に付随する資料を含む。次項において「説明資料」という。）を添えて事務局に提出することができる。
- 2 前項の規定によるガイドラインの提出を受けた事務局は、当該ガイドラインが次の各号のいずれにも該当することについて、長官の確認を受けることができる。
- 一 長官が示すガイドラインの要件に基づき作成されていること。
 - 二 当該業界団体等が行政機関であること、又は前号に該当することについて、弁護士及び税理士その他の専門家（当該弁護士が必要と認めた場合に限る。以下この号において同じ。）の確認を受けており、説明資料に確認した旨を証する当該弁護士及び税理士の署名又は記名押印がされていること。
 - 三 特定土地等の使用及び収益の形態に照らして、特定土地等に係る賃貸借契約等として標準的なものであると認められること。
- 3 事務局は、ガイドラインについて前項の確認を受けた場合、当該ガイドラインを審査において用いることができる。この場合において、事務局は当該ガイドラインを作成した業界団体等に対しその旨を通知するとともに、当該ガイドラインを公表するものとする。
- 4 ガイドラインの内容に疑義が生じた場合、事務局は長官に相談の上、当該ガイドラインについて作成した業界団体等に内容について照会し、必要があるときは訂正を依頼し、又は当該ガイドラインの使用を中止することができる。

（給付金に係る不正受給等への対応）

- 第12条 申請者の申請が不給付要件に該当するものその他の給付に適さないものと疑われる場合は、長官は、事務局を通じ、次の各号の対応を行う。

- 一 提出された基本情報等について審査を行い不審な点がみられる場合その他の長官が必要と認める場合において、長官は必要な調査を行うことができる。この場合において、申請者等の関係者に対する、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等を行うときは、事務局及び長官が委任した者（次号において「事務局等」という。）において行うことを原則とし、これらの調査を行った後、当該関係者に対する対処を決定する。なお、既に給付した給付金について調査を行う場合も同様とする。
- 二 事務局等は、申請者の申請が、不給付要件に該当するものその他の給付に適さないものであることが判明した場合には、その旨を長官に報告する。
- 三 前号の報告を受けた長官は、当該申請者に対して不給付決定を行い、又は当該申請者との間の贈与契約を変更し、若しくは解除する。この場合において、既に給付が行われているときは、長官は、事務局に対し、当該申請者に対し給付金の返還に係る通知を行うよう指示する。
- 2 前項の場合において、給付金の不正受給に該当することが疑われるときは、長官は、事務局を通じ、同項の規定による対応に加え、次の各号の対応を行う。
 - 一 不正受給を行った申請者は、前項第3号の規定により返還を請求された給付金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額を支払う義務を負い、事務局は当該申請者に対し、これらの支払いを請求する旨の通知を行う。
 - 二 不正受給が発覚した場合には、事務局は原則として申請者の公表を行う。
 - 三 長官又は事務局は、不正の内容により、不正に給付金を受給した申請者を告訴又は告発する。
- 3 事務局は、申請者からの給付金の返還又は前項第1号の規定による支払いを受けた場合、当該返還又は支払いによって得た金銭を、申請者に代わって遅滞なく長官に返還する。
- 4 給付金の給付は、事務局の審査を経て長官が給付額を決定する贈与契約であり、原則として民法（明治29年法律第89号）が適用され、給付又は不給付の決定、贈与契約の変更又は解除及び給付決定の取消しについては、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）上の不服申立ての対象とならないが、申請者等から不服の申出があった場合には、適宜再調査を行うなど、必要な対応を図る。

（提出書類等の特例）

- 第13条 対象月又は対象期間に含まれる各月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告の申告期限が到来しておらず、若しくは延長されており、かつ当該確定申告が完了していない場合、確定申告書別表1の控に収受日付印が押されていない場合その他の相当の事由により第7条第4項第1号で定める提出書類等を提出することができないときは、次の各号に掲げる書類のいずれかで代替することができる。なお、第一号に掲げる書類で代替することとした場合において、第4条第1項第3号イ中「前年同月比」とあるのは「前々年同月比」と、同号ロ中「前年同期比」とあるのは「前々年同期比」と読み替える。
- 一 対象月又は対象期間に含まれる各月の属する事業年度の2事業年度前の確定申告書別表1の控（収受日付印が押されていること。なお、e-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付すること。）及び法人事業概況説明書の控
 - 二 2019年の対象月と同月又は対象期間と同期間の月次の事業収入額を証明できる書類であって、税理士による署名及び押印があるもの
 - 2 法人名が変更された場合（対象月又は対象期間の属する事業年度に合併により法人名が変更された場合を除く。）には、法人番号に変更がないときは同一の法人とみなし、法人番号に変更があるときは別法人とみなす。
 - 3 次の各号のいずれかに該当する申請者は、代替措置として、別表1に定める特例によることができるものとする。
 - 一 2019年の対象月又は対象期間に含まれる最初の月と同月から同年12月までの間に設立した法人である場合
 - 二 対象月と2019年の対象月と同月との間又は対象期間と2019年の対象期間と同期間との間（以下「比較期間」という。）に合併を行っている場合
 - 三 連結納税を行っている場合
 - 四 2018年又は2019年に発行された罹災証明書等³を有する場合
 - 五 比較期間に個人事業者から法人化した場合
 - 六 特定非営利活動法人及び公益法人等（法人税法別表第2に規定する公益法人等に該当する法人をいう。）の場合
 - 七 2020年1月から3月までの間に設立した法人である場合、又は2019年1月から12月までの間に設立した法人であって2019年に事業により事業収入を得ていない場合

³ 自社の事業用資産が損壊等の被害を受けたことを行政機関が証した公的証明（例：罹災証明書・被災証明書等）

- 4 申請に係る貸借契約等に関して、次の各号のいずれかに該当する申請者は、代替措置として、当該貸借契約等に係る申請に当たっては、別表2に定める提出書類等を提出することができるものとする。
- 一 第7条第4項第3号の書類に規定された貸貸人等と現在の貸貸人等の名義が異なる場合
 - 二 第7条第4項第3号の書類に規定された借借人等と申請人の名義が異なる場合
 - 三 貸借契約等の存在を証する書類に規定された当該貸借契約等が2020年3月31日及び申請日時点で有効であるが、その旨が当該書類から明らかでない場合
 - 四 2020年4月1日以降において、2020年3月31日時点で有効であった貸借契約等を終了し、又は解除した後、これに代わって申請日時点で有効な新たな貸借契約等を締結している場合
 - 五 第7条第4項第3号の書類について、一見して貸借契約等の存在を証する書類であることが明らかでない場合であって、当該貸借契約等について、第11条第3項の規定により公表されたガイドラインが存在するとき
 - 六 前号に規定する場合であって、当該貸借契約等について、第11条第3項の規定により公表されたガイドラインが存在しないとき
 - 七 貸借契約等の存在を証する書類が存在しない場合
 - 八 申請日の前3ヶ月以内の期間（申請日の前1ヶ月以内の期間を除く。）において貸貸人等から賃料等の支払いの免除若しくは猶予を受け、又は賃料等の支払いを滞納している場合

別表第1

号	特例
<p>一 2019年の対象月又は対象期間に含まれる最初の月と同月から同年12月までの間に設立した法人である場合</p>	<p>2019年の対象月又は対象期間に含まれる最初の月と同月から同年12月までの間に法人を設立した場合には、第4条第1項第3号イ中「前年同月比で」とあるのは「2019年の月平均の事業収入に比べて」と、同号ロ中「前年同期比で」とあるのは「2019年の月平均の事業収入に3を乗じて得た額に比べて」と読み替えることができる。</p> <p>この場合においては、次の提出書類等の特例によることができる。</p> <p>一 第7条第4項で定める提出書類等（2019年中に複数の事業年度が存在する場合には、2019年中の全ての事業に係るものを提出すること。）</p> <p>二 履歴事項全部証明書（法人の設立年月日が2019年の対象月又は対象期間に含まれる最初の月と同月の1日から12月31日までの間であること。）</p>
<p>二 比較期間に合併を行っている場合</p>	<p>比較期間に合併を行った場合には、第4条第1項第3号に規定する事業収入として、合併前の各法人の事業収入の合計を用いるとともに、次の提出書類等の特例によることができる。ただし、2019年以前に合併を行った法人はこの特例を適用できず、2019年の対象月又は対象期間に含まれる最初の月と同月から同年12月までの間に合併した法人は、第13条第3項第1号の特例を適用することを可能とする。</p> <p>一 第7条第4項で定める提出書類（第7条第4項第1号については合併前の各法人に係るものであり、2019年中に複数の事業年度が存在する場合には、2019年の対象月と同月又は対象期間と同期間に属する各月の事業収入がわかるものとする。また、第7条第4項第2号から第7号までについては合併後の法人に係るものとする。）</p> <p>二 履歴事項全部証明書（合併年月日が比較期間であること。）</p>
<p>三 連結納税を行っている場合</p>	<p>連結納税を行っている法人は、個別法人ごとに、第4条に規定する要件を満たす場合、第7条第4項で定める提出書類等のうち、確定申告書別表1の控については、連結法人税の個別帰属額等の届出書で代替するものとする。</p>
<p>四 2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する場合</p>	<p>2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する法人の場合には、第4条第1項第3号中「前年」とあるのは、「罹災証明書等を受けた日の属する事業年度の直前の事業年度の」と読み替えることができる。</p> <p>この場合においては、次の提出書類等の特例によることができる。</p> <p>一 第7条第4項で定める提出書類等（第7条第4項第1号については、罹災証明等を受けた日の属する事業年度の直前の事業年度に係るもの。）</p>

	<p>二 罹災証明書等（２０１８年又は２０１９年に発行されたものに限る。）</p>
<p>五 比較期間に個人事業者から法人化した場合</p>	<p>申請者は中小法人等であるが、比較期間に個人事業者から法人化したため、提出書類等の一部が個人事業者として作成されている場合、次の提出書類等の特例によることができる。</p> <p>ただし、２０１９年以前に法人化した中小法人等はこの特例を適用できず、２０１９年の対象月又は対象期間に含まれる最初の月と同月から同年１２月までの間に法人化した中小法人等は、第１３条第３項第１号の特例を適用することができる。</p> <p>一 個人事業者として提出した２０１９年分の確定申告書第１表の控。ただし、收受日付印が押印されているもの（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字されていること。）、又はe-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付すること。）に限る。なお、收受日付印又は受信通知のいずれも存在しない場合には、納税証明書（その２所得金額用）（ただし、事業所得金額の記載のあるものに限る。）でこれに換えることができる。また、收受日付印等が存在せず、納税証明書（その２所得金額用）による代替提出もない場合であっても申請することができる。</p> <p>二 ２０１９年の各月ごとの事業収入等が記入された所得税青色申告決算書がある場合には、その控</p> <p>三 第７条第４項で定める提出書類等（第７条第４項第１号で定めるものを除く。）</p> <p>四 次のいずれかの書類</p> <p>イ 法人設立届出書（法人税法第１４８条に規定する届出書をいう。この号において同じ。）。ただし、受付印が押印されており、かつ当該法人設立届出書の「設立の形態」欄において、「１個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択し、「整理番号」として、第１号の確定申告書第１表の控の整理番号を記載しているものに限る。</p> <p>ロ 開業・廃業届出書（所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２２９条に規定する届出書をいう。この号において同じ。）。ただし、受付印が押印されており、かつ当該開業・廃業届出書の「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その記載された法人名及び代表者名が申請内容と一致しているものに限る。</p> <p>五 履歴事項全部証明書（法人の設立年月日が比較期間であること。）</p> <p>なお、第２号の所得税青色申告決算書を提出しない場合には、第４条第１項第３号イ中「前年同月比で」とあるのは「２０１９年の年間事業収入を１２で除して得た額に比べて」と、同号ロ中「前年同</p>

	<p>期比で」とあるのは「2019年の年間事業収入を12で除し、それに3を乗じて得た額に比べて」と読み替えて比較する。</p> <p>また、当該法人化が2020年4月2日以降に行われている場合であって次の各号に掲げるときは、当該法人に対する給付額は、第6条第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 基準額の総額が37.5万円以下の場合 基準額の総額に3分の2を乗じて得た額に6を乗じて得た額</p> <p>二 基準額の総額が37.5万円より大きい場合 300万円を超えない範囲で、基準額の総額から37.5万円を差し引いて得た額を3で除し、それに25万円を加えた額に、6を乗じて得た額</p>
<p>六 特定非営利活動法人及び公益法人等（法人税法別表第2に規定する公益法人等に該当する法人）の場合</p>	<p>申請者が特定非営利活動法人、公益法人等である場合、次の提出書類等の特例によることができる。ただし、2019年の月次の収入を確認できない場合は、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の月平均の年間収入と対象月の収入、又は対象期間の属する事業年度の直前の事業年度の月平均の年間収入に3を乗じて得た額と対象期間の収入を比較することとする。</p> <p>一 対象月又は対象期間に含まれる各月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入がわかるもの（例えば、学校法人においては事業活動収支計算書、社会福祉法人においては事業活動計算書、公益財団法人・公益社団法人であれば正味財産増減計算書等の根拠法令等において作成が義務づけられている書類であり、収入がわかるもの又はこれに類するもの。）</p> <p>二 対象月又は対象期間に含まれる各月の月間収入がわかるもの（対象月又は対象期間に含まれる各月の属する事業年度の年間収入がわかるものとして提出する書類の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月又は対象期間に含まれる各月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。）</p> <p>三 履歴事項証明書又は根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類等</p> <p>四 第7条第4項第3号から第7号までで定める提出書類等</p>
<p>七 2020年1月から3月までの間に設立した法人である場合、又は2019年1月から12月までの間に設立した法人であって2019年に事業により事業収入を得ていない場合</p>	<p>一 2020年1月から3月までの間に設立した法人である場合 2020年1月から3月までの間に設立した法人である場合には、第4条第1項第2号中「2019年12月31日」とあるのは「2020年3月31日」と、同項第3号イ中「前年同月比で」とあるのは「2020年の1月から3月までの事業収入を、法人を設立した日の属する月から3月までの月数で除して得た額に比べて」と、同号ロ中「前年同期比で」とあるのは「2020年の1月から3月までの事業収入を、法人を設立した日の属する月から3月までの月数で除し、それに3を乗じて得た額に比べて」と読み替えることができる。</p>

この場合においては、次の提出書類等の特例によることができる。

イ 第7条第4項で定める提出書類等（第7条第4項第1号及び第2号で定める書類を除く。）

ロ 様式4-2（収入等申立書（中小法人等向け））（2020年の法人を設立した日の属する月から対象月又は対象期間に含まれる最後の月までの事業収入について、税理士の確認を受けたものに限る。ただし、当該事業収入について、税理士の確認を受けた持続化給付金に係る収入等申立書（持続化給付金給付規程（中小法人等向け）様式3をいう。以下同じ。）を加えて提出する場合においては、この限りでない。）

ハ 履歴事項全部証明書（法人の設立年月日が2020年1月1日から3月31日までの間であること。）

二 2019年1月から12月までの間に設立した法人であって2019年に事業により事業収入を得ていない場合

2019年1月から12月までの間に設立した法人であって2019年に事業により事業収入を得ていない場合には、第4条第1項第2号中「2019年12月31日」とあるのは「2020年3月31日」と、同項第3号イ中「前年同月比で」とあるのは「2020年1月から3月までの事業収入を3で除して得た額に比べて」と、同号ロ中「前年同期比で」とあるのは「2020年1月から3月までの事業収入を3で除し、それに3を乗じて得た額に比べて」と読み替えることができる。

この場合においては、次の提出書類等の特例によることができる。

イ 第7条第4項で定める提出書類等（第7条第4項第1号及び第2号で定める書類を除く。）

ロ 様式4-2（収入等申立書（中小法人等向け））（2020年1月から対象月又は対象期間に含まれる最後の月までの事業収入について、税理士の確認を受けたものに限る。ただし、当該事業収入について、税理士の確認を受けた持続化給付金に係る収入等申立書（中小法人等向け）を加えて提出する場合には、この限りでない。）

ハ 履歴事項全部証明書（法人の設立年月日が2019年1月1日から12月31日までの間であること。）

別表第2

号	提出書類等の特例
一 第7条第4項第3号の書類に規定された貸貸人等と現在の貸貸人等の名義が異なる場合	<p>第7条第4項第3号の書類に規定された貸貸人等と現在の貸貸人等の名義が異なる場合、次の提出書類等の特例によることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第7条第4項で定める提出書類等 二 様式5-1（貸貸借契約等証明書）
二 第7条第4項第3号の書類に規定された借借人等と申請人の名義が異なる場合	<p>第7条第4項第3号の書類に規定された借借人等と申請人の名義が異なる場合、次の提出書類等の特例によることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第7条第4項で定める提出書類等 二 様式5-2（貸貸借契約等証明書）
三 貸貸借契約等の存在を証する書類に規定された当該貸貸借契約等が2020年3月31日及び申請日時点で有効であるが、その旨が当該書類から明らかでない場合	<p>貸貸借契約等の存在を証する書類に規定された当該貸貸借契約等が2020年3月31日及び申請日時点で有効であるが、その旨が当該書類から明らかでない場合、次の提出書類等の特例によることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第7条第4項で定める提出書類（同項第3号で定める書類を除く。） 二 貸貸借契約等の存在を証する書類 三 前号の書類によって証される貸貸借契約等が2020年3月31日及び申請日時点において有効であることを示す書類 四 前号の書類がない場合、様式5-3（貸貸借契約等証明書）
四 2020年4月1日以降において、2020年3月31日時点で有効であった貸貸借契約等を終了し、又は解除した後、これに代わって申請日時点で有効な新たな貸貸借契約等を締結している場合	<p>2020年4月1日以降において、2020年3月31日時点で有効であった契約を終了し又は解除し、これに代わって申請日時点で有効な新たな貸貸借契約等を締結している場合、次の提出書類等の特例によることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第7条第4項で定める提出書類等（同項第3号で定める書類を除く。） 二 2020年3月31日時点で有効であった貸貸借契約等の存在を証する書類 三 新たに締結された、申請日時点で有効な貸貸借契約等の存在を証する書類
五 第7条第4項第3号の書類について、一見して貸貸借契約等の存在を証する書類であることが明らかでない場合であって、当該貸貸借契約等について、第11条第3項の規定により公表されたガイドラインが存在するとき	<p>第7条第4項第3号の書類について、一見して貸貸借契約等の存在を証する書類であることが明らかでない場合であって、当該貸貸借契約等について、第11条第3項の規定により公表されたガイドラインが存在するときは、次の提出書類等の特例によることができる。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 一 第7条第4項で定める提出書類等 二 第7条第4項第3号の書類について、業界団体等によるガイドラインにて指定された形式による、当該ガイドラインに適合していることを宣誓する書面
<p>六 前号に規定する場合であって、当該貸借契約等について、第11条第3項の規定により公表されたガイドラインが存在しないとき</p>	<p>第7条第4項第3号の書類について、一見して貸借契約等の存在を証する書類であることが明らかでない場合であって、当該貸借契約等について、第11条第3項の規定により公表されたガイドラインが存在しないときは、次の提出書類等の特例によることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第7条第4項で定める提出書類等 二 必要に応じて、第7条第4項第3号で定める書類について、当該書類に規定されている契約等が、貸借契約等であることを説明する書面
<p>七 貸借契約等の存在を証する書類が存在しない場合</p>	<p>貸借契約等の存在を証する書類が存在しない場合、次の提出書類等の特例によることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第7条第4項で定める提出書類等（同項第3号で定める書類を除く。） 二 様式5-4（貸借契約等証明書）
<p>八 申請日の前3ヶ月以内の期間（申請日の前1ヶ月以内の期間を除く。）において貸借人等から賃料等の支払いの免除若しくは猶予を受け、又は賃料等の支払いを滞納している場合</p>	<p>申請日の前3ヶ月以内の期間（申請日の前1ヶ月以内の期間を除く。）において貸借人等から賃料等の支払いの免除若しくは猶予を受け、又は賃料等の支払いを滞納している場合、次の提出書類等の特例によることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第7条第4項で定める提出書類等（同項第4号で定める書類を除く。） 二 申請日の属する月の前月において賃料等を支払った事実（申請者が複数月分の賃料等をまとめて支払っている場合には、当該前月分が含まれている賃料等を支払った事実）を確認できる銀行通帳の写し、振込明細書又は領収書 三 申請日の属する月の前々月において賃料等を支払っている場合には、その事実（申請者が複数月分の賃料等をまとめて支払っている場合には、当該前々月分が含まれている賃料等を支払った事実）を確認できる銀行通帳の写し、振込明細書又は領収書 四 賃料等の支払いの免除又は猶予の事前合意若しくは追認を受けていることを証する契約書その他の書類又は様式6（支払免除等証明書）

(別紙1)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、給付金の給付の申請から、給付金の受給後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(別紙2)

代理受領

長官から給付される給付金の受領権限を事務局に委任します。事務局は、代理受領した給付金を預り金として適切に管理のうえ、長官が給付金として決定した金額について、遅滞なく、家賃支援給付金給付規程第7条第3項第14号に従い提出された口座への振込みを依頼します。その際の費用は事務局が負担することとします。また、給付要件を満たさないこと等が判明した場合、事務局は申請者から返還を受けた給付金を、申請者に代わって遅滞なく長官に返還します。

(様式1)

支払実績証明書

(物件の所在地) _____

(物件の名称) _____

(支払が行われた月及び賃料等)

①西暦____年____月____日

(賃料等) _____円/月 (税込)

(共益費・管理費) _____円/月 (税込) (合計) _____円/月 (税込)

②西暦____年____月____日

(賃料等) _____円/月 (税込)

(共益費・管理費) _____円/月 (税込) (合計) _____円/月 (税込)

③西暦____年____月____日

(賃料等) _____円/月 (税込)

(共益費・管理費) _____円/月 (税込) (合計) _____円/月 (税込)

下記の理由により、振込明細書、領収書その他の賃料等を支払った事実を確認できる書類はありませんが、上記のとおり、賃借人等から賃貸人等に対して、賃料等の支払いが行われたことを証明します。

なお、本証明書は家賃支援給付金の申請に際して、家賃支援給付金事務局に対して上記事項を証明することを目的として作成したものです。

(書類が存在しない理由)

【賃貸人等 自署 欄】

西暦____年____月____日

住 所 _____

会社名または名称 _____

代表者職・氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

【賃借人等（申請者） 自署 欄】

西暦____年____月____日

住 所 _____

会社名または名称 _____

代表者職・氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

(様式2)

誓 約 書

今般の家賃支援給付金の申請にあたり、以下の事項を含め、給付規程に従っていることを、誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.申請者は、家賃支援給付金を受給後も、事業を継続する意思があること
- 2.申請者は、給付対象条件を満たしていること
- 3.申請者は、賃貸借契約等に基づいて、自ら営む事業のために他人の所有する土地又は建物を使用及び収益していること
- 4.申請者は、申請に係る土地又は建物を他者に転貸していないこと
- 5.申請者は、申請に係る土地又は建物が転貸を制限する条項に違反していることを、契約時に認識していなかったこと。
- 6.申請者は、法律上の原因なく又は違法に土地又は建物を使用及び収益していないこと
- 7.申請者は、申請に係る土地又は建物に関し、自己取引及び親族間取引を行っていないこと
- 8.必須入力事項や提出書類等の内容が虚偽でないこと
- 9.申請者は、過去、家賃支援給付金の給付通知を受け取った者でないこと
- 10.申請者は、不給付要件に該当しないこと
- 11.申請者は、事務局及び中小企業庁長官の委任した者が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じること
- 12.申請者は、不正受給が判明した場合には、規程に従い給付金の返還等を行うこと
- 13.申請者は、暴力団排除に関する誓約事項に同意すること
- 14.申請者は、給付金の申請及び給付に関する情報が、本事業の適切な執行を含む正当な理由において、警察その他の行政機関に共有される場合があることに同意すること
- 15.申請者は、家賃支援給付金給付規程に従うこと

令和 年 月 日

(あて先) 家賃支援給付金事務局 殿

住 所 _____

名 称 _____

代表者名 (自署) _____

(様式3)

年 月 日

官署支出官

中小企業庁長官 殿

事務局 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

給付金に係る申請状況等報告書

家賃支援給付金給付規程第10条第3項第2号に基づき、上記給付金の申請状況等について下記のとおり報告するとともに、申請者を代理して給付金の支払を請求します。

なお、報告をした額については、概算払を請求します。

記

1. 請求件数、請求金額（算用数字を用いること。）

	請求件数	請求金額
中小法人等	件	円
個人事業者等	件	円
合計	件	円

2. 振込先金融機関名等

振込先金融機関名	
支店名	
預金の種別	
口座番号	
口座の名義人	

上記により概算で支払われた給付金については、申請者の代理で受領したものであり、事務局による申請内容の適格性等の確認を踏まえ、長官により決定された金額が、事務局から申請者に支払われる。

以上

(様式4)

年 月 日

官署支出官

中小企業庁長官 殿

事務局 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

給付金に係る申請状況等報告書

家賃支援給付金給付規程第10条第3項第5号に基づき、上記給付金の申請状況等について下記のとおり報告します。

なお、報告をした額については、同号に基づき国庫に返納することとします(※)。

記

- | | |
|---------------------------------|---|
| 1. 委任を受けた件数 | 件 |
| 2. 事務局が受給者に払い込んだ給付決定額 | 円 |
| 3. 長官から2. の受給者に対応する分として概算払を受けた額 | 円 |
| 4. 長官に返納すべき額(3. - 2.) | 円 |

※なお書き以降について、精算払請求をする場合には「報告をした額については、同号に基づき精算払を請求します。」と記載することとする。

以上

(様式5-1)

賃貸借契約等証明書
(契約書等の賃貸人等と現在の賃貸人等の名義が異なる場合)

(物件の所在地) _____

(物件の名称) _____

上記の物件について、下記の者は提出した賃貸借契約書等の書類上、賃貸人等となっておりますが、現在はこの者が正当な賃貸人等であり、この者と申請者との間には、上記物件に関する賃貸借契約等が存在することを証明します。

(現在の賃貸人等) _____

【現在の賃貸人等 自署 欄】

西暦____年____月____日

住 所 _____

会社名または名称 _____

代表者職・氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

【賃借人等 (申請者) 自署 欄】

西暦____年____月____日

住 所 _____

会社名または名称 _____

代表者職・氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

(様式5-2)

賃貸借契約等証明書
(契約書等の賃借人等と申請者の名義が異なる場合)

(物件の所在地) _____

(物件の名称) _____

上記の物件について、提出した賃貸借契約書等の書類上、申請人は賃借人等となっておりませんが、これは下記の理由によるものであり、申請人が正当な賃借人等であることを証明します。

(賃貸借契約書等の書類上の賃借人等の名義が申請者と異なっている理由)

【賃借人等 自署 欄】

西暦____年____月____日

住 所 _____

会社名または名称 _____

代表者職・氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

【賃借人等 (申請者) 自署 欄】

西暦____年____月____日

住 所 _____

会社名または名称 _____

代表者職・氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

(様式5-3)

賃貸借契約等証明書

(契約書等の契約期間に2020年3月31日又は申請日が含まれていない場合)

(物件の所在地) _____

(物件の名称) _____

上記の物件について、下記の理由により提出した賃貸借契約書等の書類からは明らかではありませんが、実際の契約期間は下記のとおりであることを証明します。

(賃貸借契約書等の書類上の契約期間が2020年3月31日又は申請日時点を含んでいない理由)

(契約期間) 西暦____年____月____日～西暦____年____月____日

【賃貸人等 自署 欄】

西暦____年____月____日

住 所 _____

会社名または名称 _____

代表者職・氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

【賃借人等 (申請者) 自署 欄】

西暦____年____月____日

住 所 _____

会社名または名称 _____

代表者職・氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

(様式5-4)

賃貸借契約等証明書
(契約書等が存在しない場合)

(物件の所在地) _____

(物件の名称) _____

(契約期間) 西暦____年____月____日 ~ 西暦____年____月____日

※賃貸借契約等が更新されている場合は、更新後の期間を記載してください

(賃料等) _____円/月 (税込)

(共益費・管理費) _____円/月 (税込) (合計) _____円/月 (税込)

以下の理由により書類は存在しませんが、以上を内容とする賃貸借契約等の存在を証明します。

(賃貸借契約等を証する契約書等が存在しない理由)

【賃貸人等 自署 欄】

西暦____年____月____日

住 所 _____

会社名または名称 _____

代表者職・氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

【賃借人等 (申請者) 自署 欄】

西暦____年____月____日

住 所 _____

会社名または名称 _____

代表者職・氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

(様式6)

支払免除等証明書

(物件の所在地) _____

(物件の名称) _____

(支払の免除等が行われた月及び賃料等)

①西暦____年____月分 (免除・猶予の事前合意・猶予の追認) ※いずれかを○で囲んでください

(賃料等) _____円/月 (税込)

(共益費・管理費) _____円/月 (税込) (合計) _____円/月 (税込)

②西暦____年____月分 (免除・猶予の事前合意・猶予の追認) ※いずれかを○で囲んでください

(賃料等) _____円/月 (税込)

(共益費・管理費) _____円/月 (税込) (合計) _____円/月 (税込)

上記のとおり、賃料等支払いを免除又は猶予することに合意したことを証明します。

【賃貸人等 自署 欄】

西暦____年____月____日

住 所 _____

会社名または名称 _____

代表者職・氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

【賃借人等 (申請者) 自署 欄】

西暦____年____月____日

住 所 _____

会社名または名称 _____

代表者職・氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

(別紙)

当事者目録



〒104-0061 東京都中央区銀座 2-7-6 新銀二ビル5階

鈴木三郎法律事務所

弁護士 平 裕 介

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町7-9 四谷ニューマンション309

さくら通り法律事務所

弁護士 出 口 かおり

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂5-8 恵比寿亭ビル402

宮村・井桁法律事務所

弁護士 井 桁 大 介

〒530-0013 大阪市北区茶屋町8-21 ジオグランデ梅田2502

法律事務所エクラうめだ

弁護士 亀 石 倫 子

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-17 千代田会館4階

早稲田リーガルコモンズ法律事務所 (個人受任) (送達先)

電 話 03-6261-2880 F A X 03-6261-2881

弁護士 福 田 健 治

弁護士 三 宅 千 晶

〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1

被 告 国

同代表者法務大臣 上 川 陽 子

〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号丸の内二重橋ビルディング

被 告

デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社

上記代表者代表社員 福 島 和 宏

〒104-0061 東京都中央区銀座八丁目 4 番 17 号

被 告 株式会社リクルート

上記代表者代表取締役 北 村 吉 弘